

栃木市子ども・子育て支援事業計画



平成 27 年 3 月

(平成 28 年 3 月改訂)

(平成 30 年 3 月改訂)

栃木市



目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけと期間	2
3. 計画の策定体制	3
第2章 栃木市の子ども・家庭の現状	4
1. 少子化の動向	4
2. 婚姻・出産等の動向	9
3. 就業の状況	12
4. 栃木市の子育て支援の状況	13
5. 今後の課題	21
第3章 計画の基本的な考え方	23
1. 計画の理念	23
2. 基本目標	24
3. 計画の体系	25
第4章 教育・保育の提供区域の設定及び人口推計	26
1. 教育・保育の提供区域の設定	26
2. 人口推計	27
第5章 今後5年間に展開する子ども・子育て支援の取り組み	29
基本施策1. 幼児期における学校教育・保育の充実	29
基本施策2. 地域における子育て・子育ての支援	31
基本施策3. 母子保健医療対策の充実	48
基本施策4. 援護を必要とする子どもや家庭への支援	63
基本施策5. 仕事と生活の両立の推進	74
基本施策6. 子育てしやすい生活環境の整備	80
第6章 計画の推進に向けて	87
1. 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保	87
2. 計画の進捗・評価	88
資料編	89
1. 計画策定の経過	89
2. 栃木市子ども・子育て会議条例	90
3. 栃木市子ども・子育て会議 委員名簿	92

第1章 計画の策定にあたって

1

計画策定の趣旨

近年、我が国においては、急速な少子化等を背景として、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化し続けています。

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加、共働き世帯の増加に伴う低年齢時からの保育ニーズの増加、児童虐待等子どもの権利を脅かす事件の増加など、子ども・子育てをめぐる課題は複雑化、多様化しています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築することとなりました。平成24年には「子ども・子育て関連3法」が制定され、「子ども・子育て新制度」のもと、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等の総合的な推進を目指しています。

本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「栃木市次世代育成支援対策行動計画」を栃木市（旧栃木市、大平町、藤岡町、都賀町）、西方町の合併に伴い平成24年3月に見直し、少子化対策事業や子育て支援事業を展開してきました。さらに、平成26年4月には栃木市と岩舟町が合併し、新市としてスタートしました。

本市は、直近5年間の出生数は減少し、年間1,100人前後で推移しており、少子化の傾向は改善の兆しが見えない状況であるにも関わらず、近年の子育て世代をとりまく厳しい社会経済状況が続いており、保育ニーズは増加しております。このように子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、めまぐるしく変化し、多種多様化しています。

こうした背景を踏まえながら、本市のすべての子どもたちが健やかに成長できるよう、子ども・子育て支援に関する施策や事業を計画的に推進するため、「栃木市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2

計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、市の最上位計画である「栃木市総合計画」をはじめ、「栃木市保育所整備基本計画」、「栃木市障がい者福祉計画」、「栃木市健康増進計画」などの計画との整合を図ります。

(2) 計画の期間

本計画は、新制度が本格的にスタートする平成27年度を初年度として、平成31年度までの5年間の計画とします。

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
					栃木市子ども・子育て支援事業計画				
栃木市次世代育成支援対策行動計画									



3

計画の策定体制

本計画は、栃木市子ども・子育て会議を中心とした審議、保護者などへのニーズ調査などにより子ども・子育てに関する状況を把握する機会を設け、策定しました。

(1) 栃木市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条に基づき、栃木市子ども・子育て会議条例（90ページ参照）を制定し設置。保護者、子ども・子育て支援事業者、学識経験者などで構成しています。

(2) 子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査（以降、ニーズ調査）

保育や子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握するため、就学前児童を持つ保護者 1,800人と小学校児童を持つ保護者 1,800人を対象に、子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査を実施しました。

■調査実施日：平成25年11月～平成25年12月

	対象者	配布数	回収数	回収率（%）
栃木市	就学前児童保護者	1,500人	669件	44.6%
	小学生保護者	1,500人	723件	48.2%
岩舟町	就学前児童保護者	300人	154件	51.3%
	小学生保護者	300人	148件	49.3%

(3) パブリックコメントによる意見公募

公共施設及びホームページにおいて計画案を公表し、意見を収集しました。

第2章 栃木市の子ども・家庭の現状

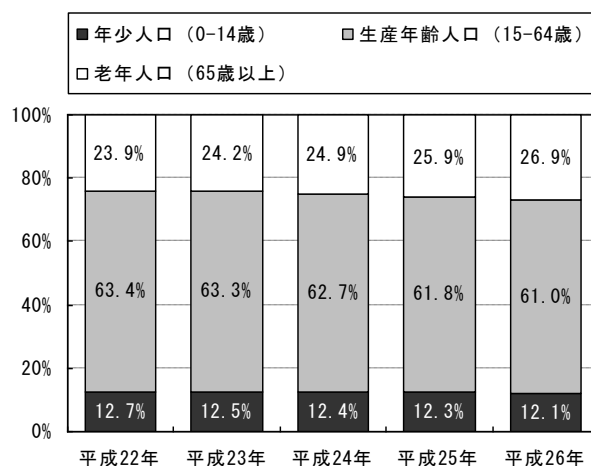
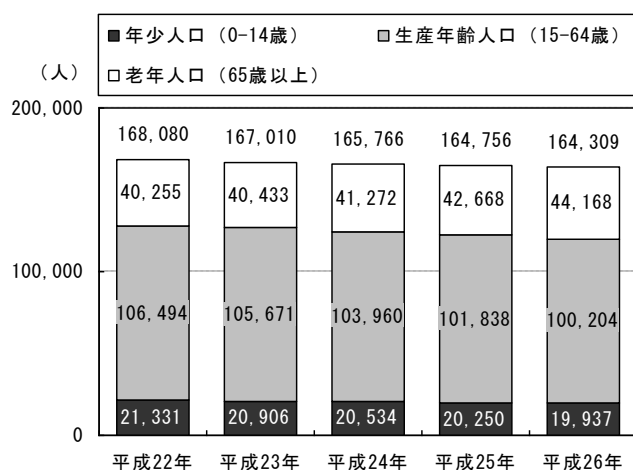
1 少子化の動向

(1) 人口の推移

本市の総人口をみると、平成26年4月1日現在は164,309人となっています。平成22年からの5年間の推移をみると、減少傾向となっており、5年間で3,771人の減少となっています。

また、年齢3区分人口構成比の推移をみると、老年人口の割合が増加する一方で年少人口の割合は減少しており、いわゆる少子高齢化が進展している状況が分かります。

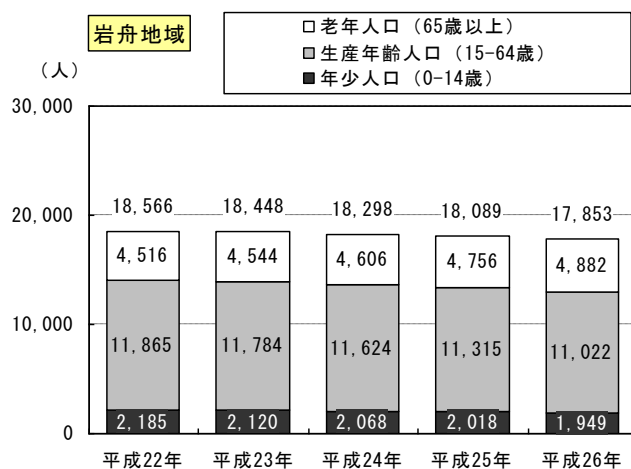
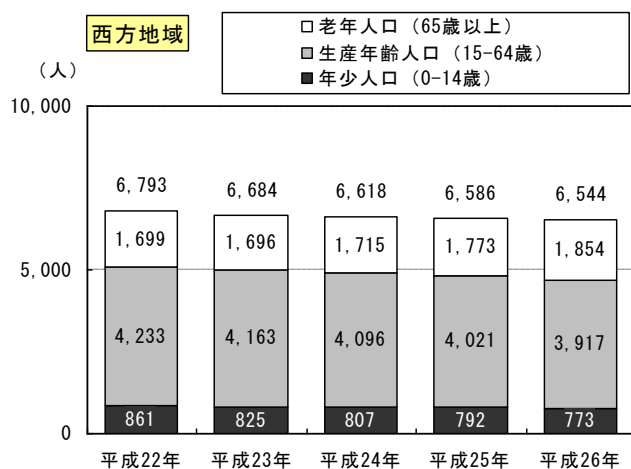
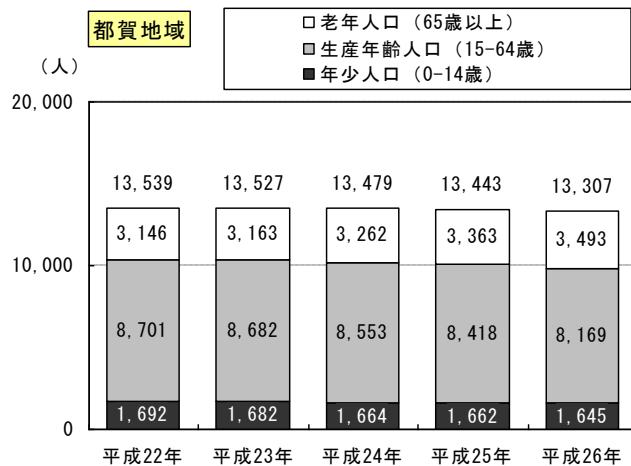
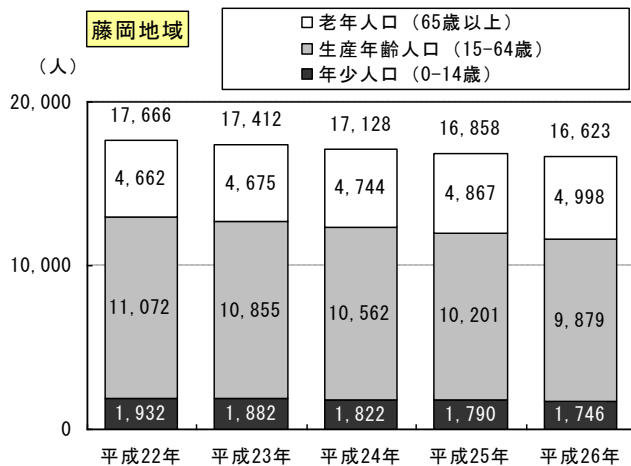
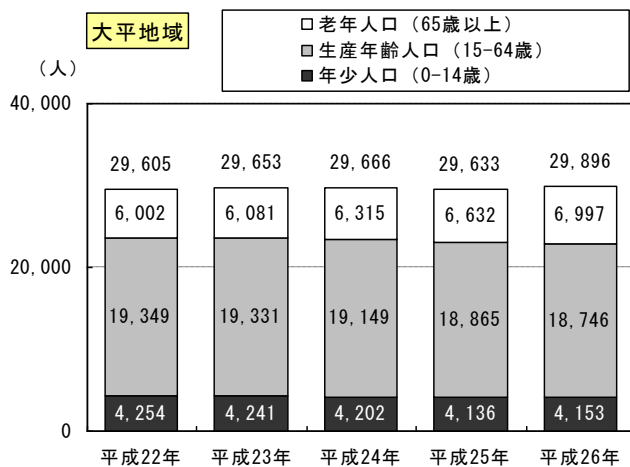
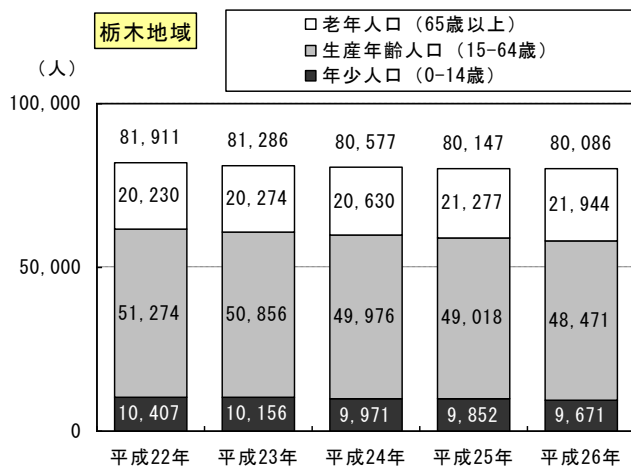
○人口および年齢3区分人口構成比



資料：住民基本台帳、外国人登録含む（各年4月1日）

※端数処理上合計が100%にならない箇所があります。

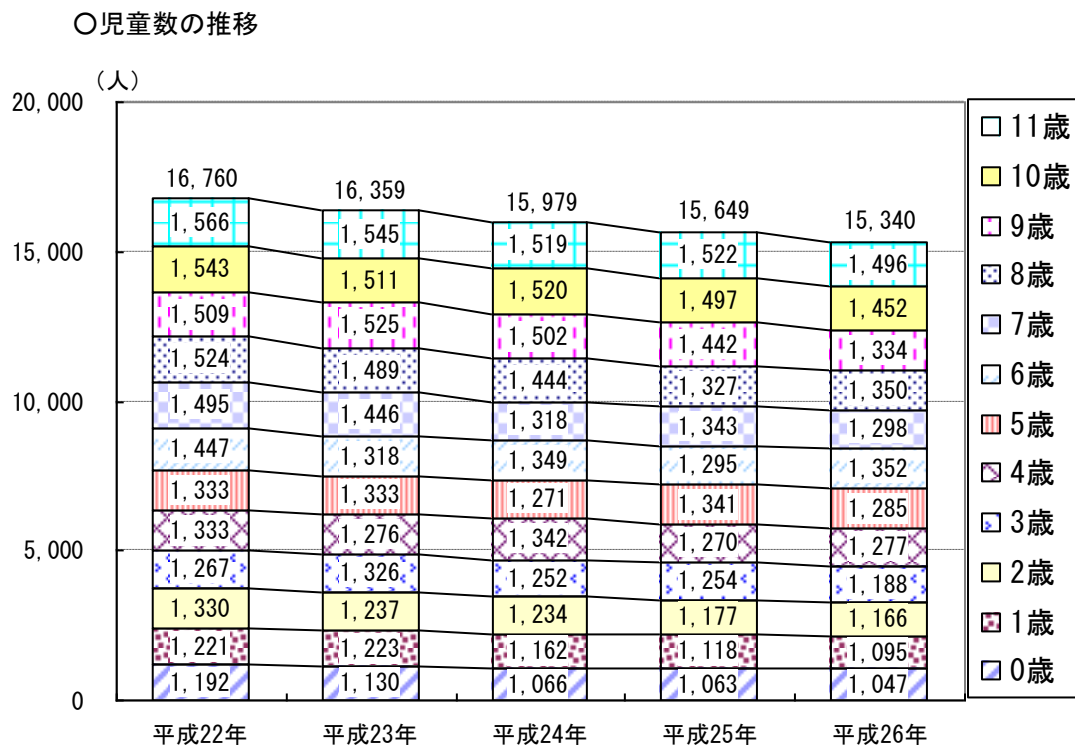
○地区別人口



資料：住民基本台帳、外国人登録含む（各年4月1日）

(2) 児童数の推移

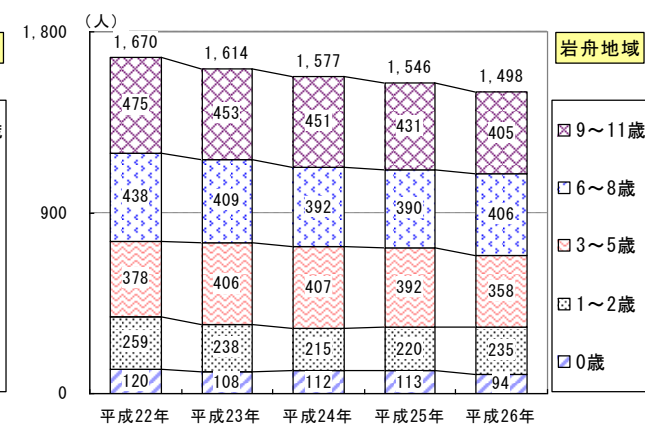
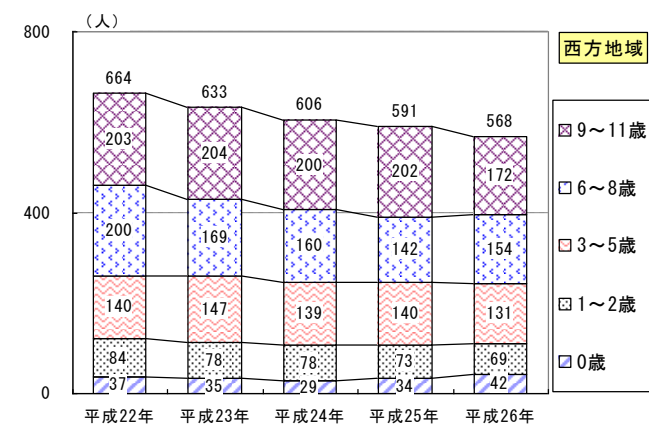
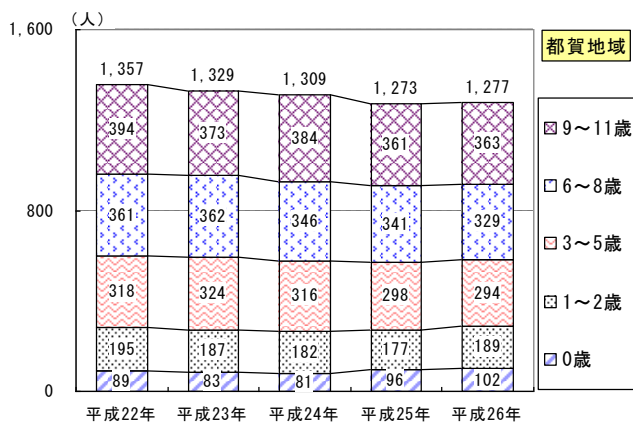
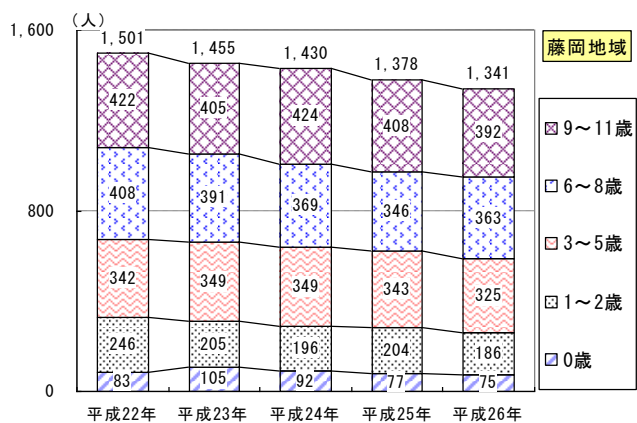
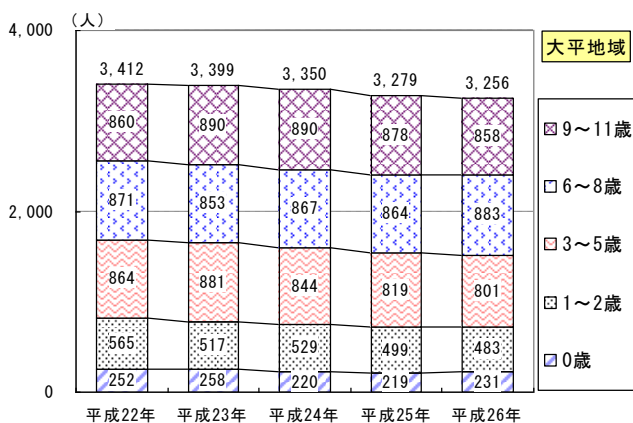
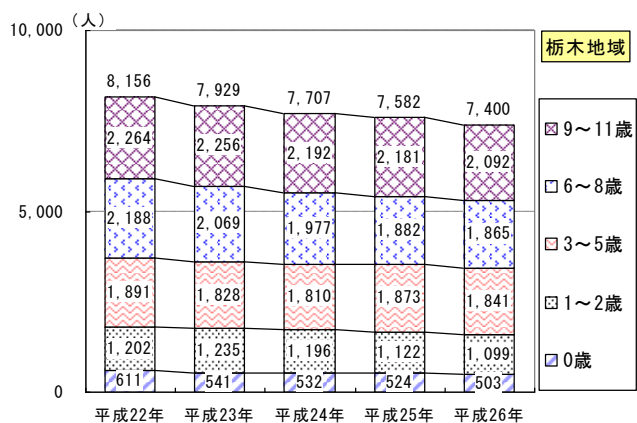
本市の11歳未満の児童数の推移では、年々減少しており、5年間で1,420人減少して平成26年4月現在で15,340人となっています。このうち、0～5歳の就学前児童数は、7,058人、6～11歳の小学生児童数は8,282人となっています。



資料：住民基本台帳、外国人登録含む（各年4月1日）



○地区別人口

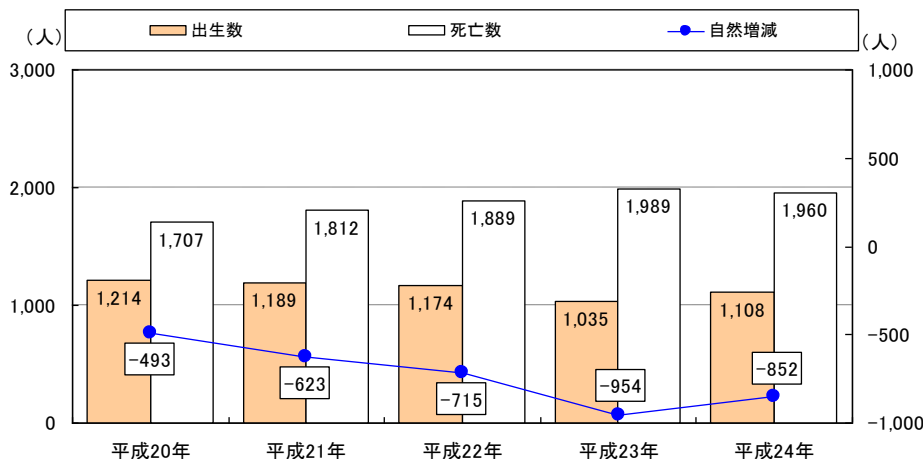


資料：住民基本台帳、外国人登録含む（各年4月1日）

(3) 自然動態の推移

本市の出生数及び死亡数の推移をみると、近年では、死亡数が出生数を800人以上上回っており、自然減となっています。

○出生数及び死亡数の推移



資料：住民基本台帳、外国人登録含む（各年4月1日）

(4) 世帯数の推移

本市の世帯別の状況では、一般世帯数は増加しており、平成22年では56,409世帯となっています。世帯の種類別でみると核家族世帯が親族世帯に占める割合は増加しており、核家族化が進んでいることがうかがえます。

また、18歳未満親族がいる母子世帯数、およびその構成比ともに増加しています。

○世帯別の状況

単位：世帯

	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数	53,117	54,932	56,409
親族世帯数	43,932	44,369	44,094
核家族世帯数	30,174	31,423	32,496
親族世帯に占める割合	68.7%	70.8%	73.7%
その他の親族世帯数	13,758	12,946	11,598
親族世帯に占める割合	31.3%	29.2%	26.3%
非親族世帯数	160	197	439
単独世帯数	9,025	10,366	11,871
(再掲)母子世帯数	544	713	773
親族世帯に占める割合	1.2%	1.6%	1.8%
18歳未満親族がいる母子世帯	496	662	709
親族世帯に占める割合	1.1%	1.5%	1.6%
(再掲)父子世帯数	101	105	97
親族世帯に占める割合	0.2%	0.2%	0.2%
18歳未満親族がいる父子世帯	84	94	81
親族世帯に占める割合	0.2%	0.2%	0.2%

資料：国勢調査

2

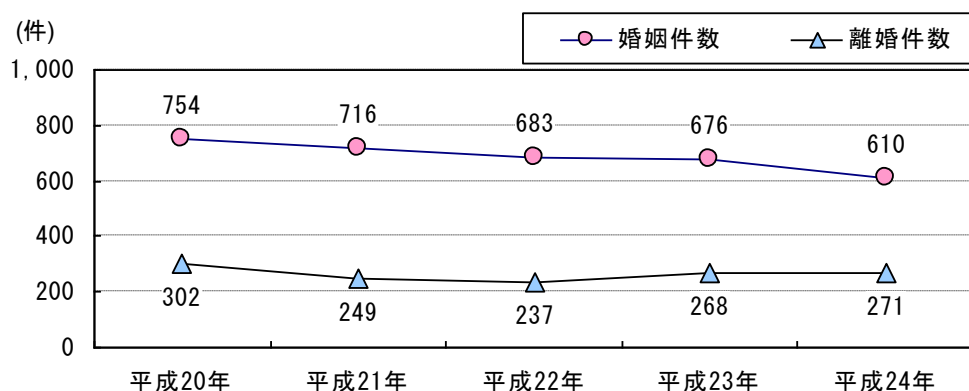
婚姻・出産等の動向

(1) 婚姻件数・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は年々減少しており、平成24年では610件となっています。

また、離婚件数はほぼ横ばいとなっており、平成24年では271件となっています。

○婚姻件数・離婚件数の推移



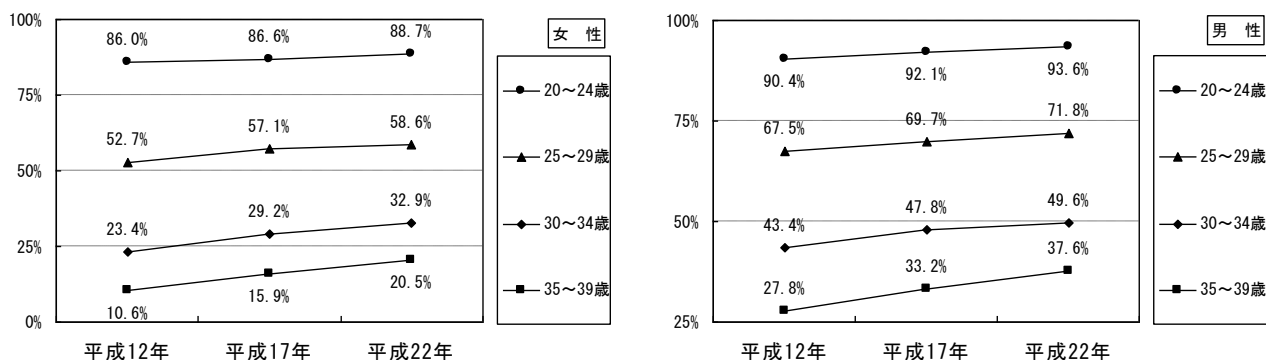
資料：栃木県保健統計年報

(2) 未婚率の推移

本市の未婚率では、男女ともに全年齢で上昇傾向にあることがうかがえます。

女性では、30代の未婚率の上昇が大きく、平成12年から平成22年までの間に、30～34歳で9.5ポイント、35～39歳で9.9ポイント上昇しています。男性は、35～39歳の未婚率が平成22年度は5年前と比べて9.8ポイントと上昇しています。

○未婚率の推移

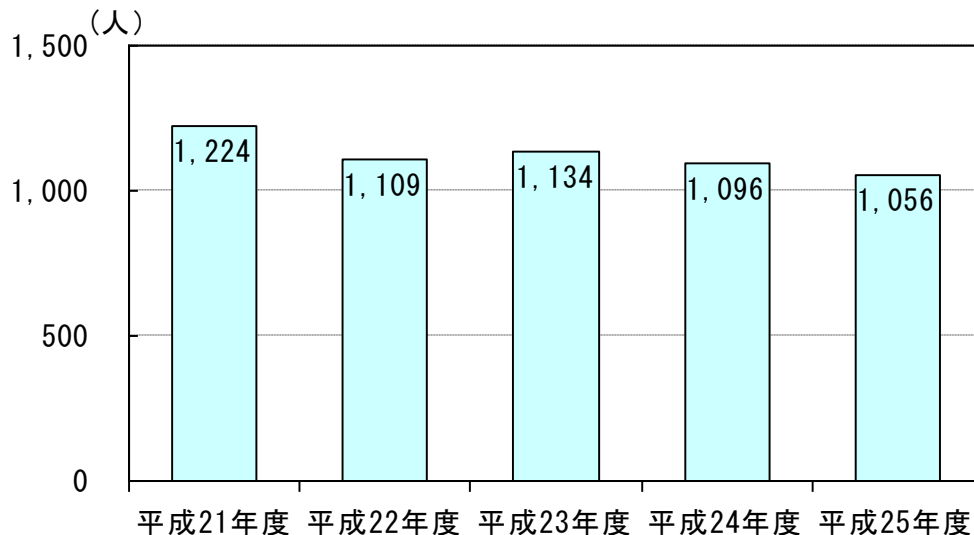


資料：国勢調査

(3) 妊娠届出件数の推移

本市の妊娠届出件数の推移をみると、年々減少しており、平成25年度では1,056人となっています。

○婚姻届件数の推移

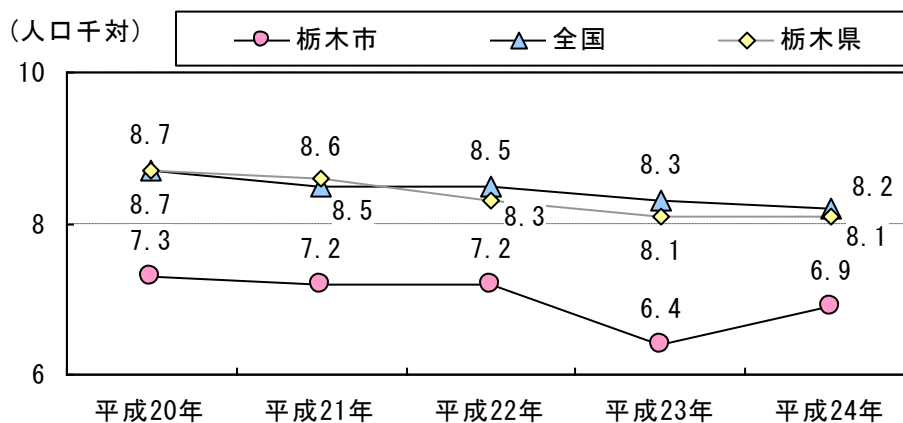


資料：健康増進課

(4) 出生率の推移

本市の出生率では全国・栃木県の数値を下回って推移しており、平成24年では6.9となっています。

○出生率の推移

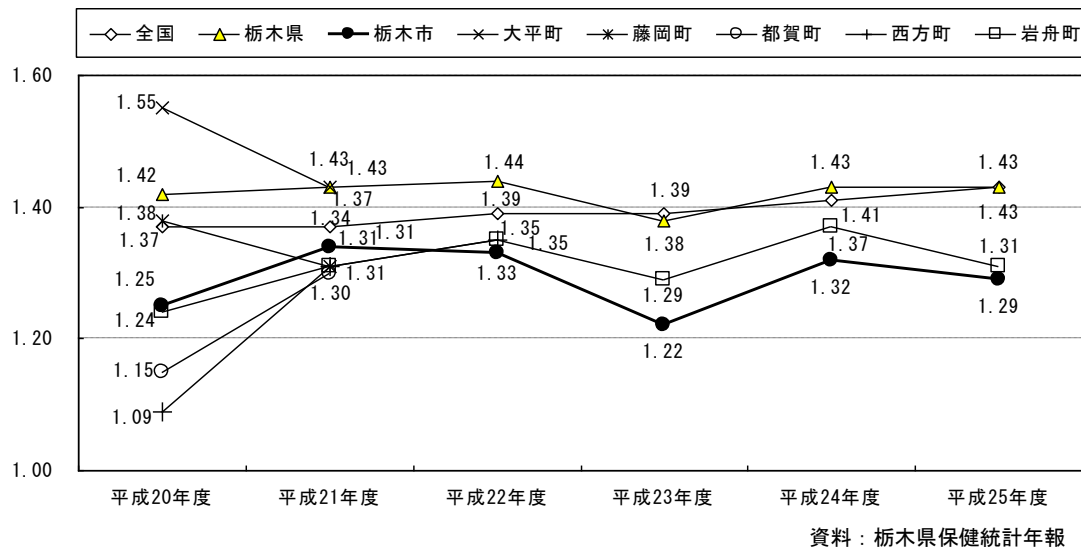


資料：市の数値については、栃木県保健統計年報より合併前の旧市町を合計し算出

(5) 合計特殊出生率※の推移

本市の合計特殊出生率では全国・栃木県の数値を下回って推移しており、平成25年では1.29となっています。

○合計特殊出生率の推移



○合計特殊出生率の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
全国	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43
栃木県	1.42	1.43	1.44	1.38	1.43	1.43
栃木市	1.25	1.34	1.33	1.22	1.32	1.29
大平町	1.55	1.43	/	/	/	/
藤岡町	1.38	1.31	/	/	/	/
都賀町	1.15	1.30	/	/	/	/
西方町	1.09	1.31	1.35	/	/	/
岩舟町	1.24	1.31	1.35	1.29	1.37	1.31

資料：栃木県保健統計年報

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

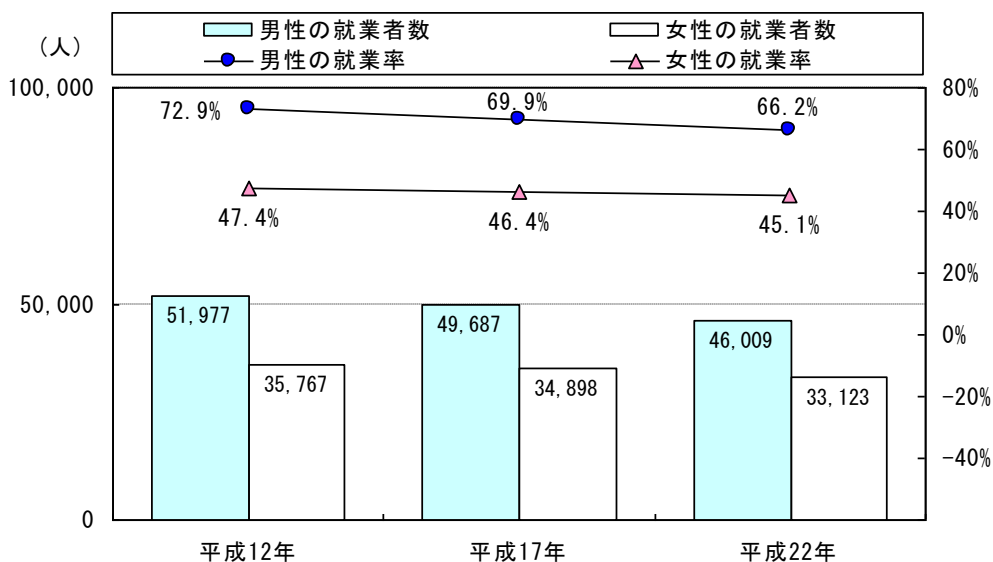
3

就業の状況

本市の就業者数及び就業率[※]の推移は、男性、女性ともに減少しています。

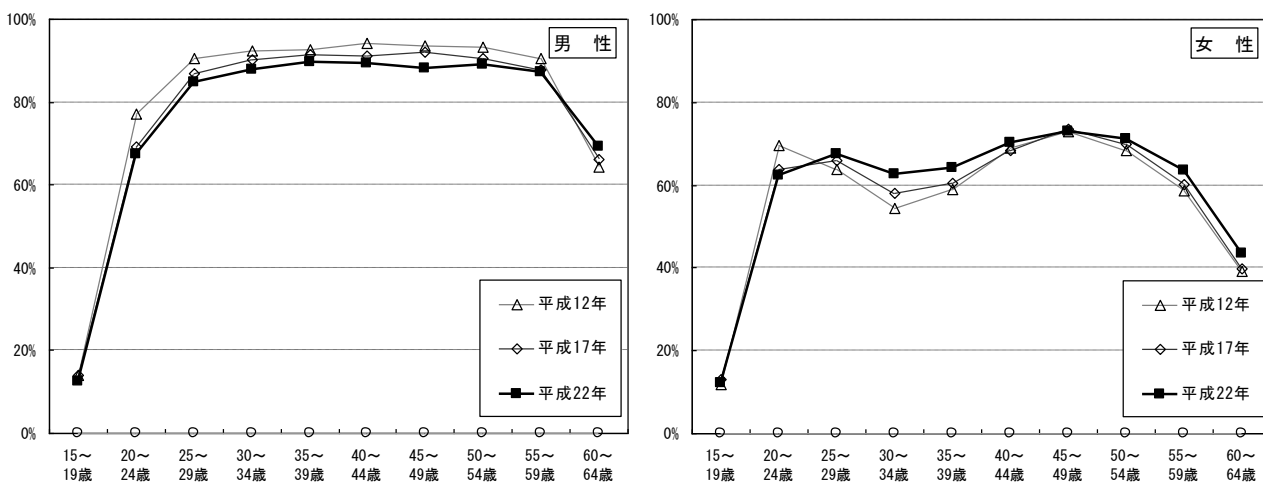
また、女性の年齢別の就業率を年齢に沿ってみると、25～29歳をピークに減少し、さらに40歳を超えると就業率は再び高くなる「M字曲線」を示しています。30代前後で結婚や出産を理由として離職する割合が多くなっているものと考えられますが、その割合は以前と比べて年々少なくなっています。

○就業者数、就業率の推移



資料：国勢調査

○年齢別の就業率の推移



資料：国勢調査

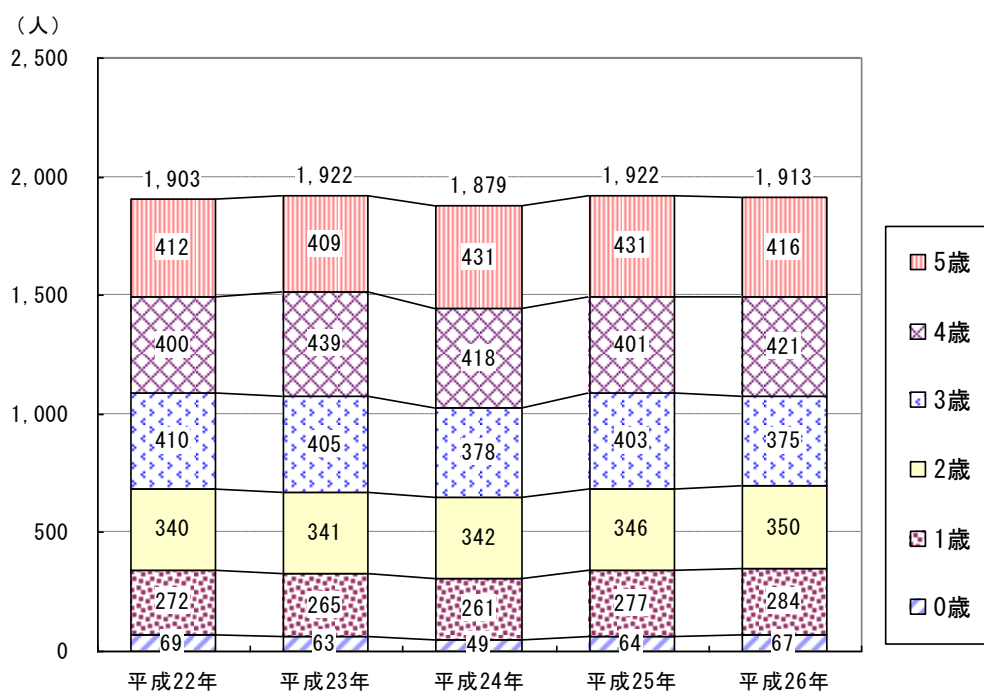
[※]就業率：15歳以上の人口のうちの就業者数の割合。

4 栃木市の子育て支援施設の状況

(1) 認可保育園入所児童数の推移

本市における認可保育園数は平成26年4月現在、23か所となっています。また、本市の認可保育園入所児童数をみると、平成26年4月現在で1,913人となっています。

○認可保育園入所児童数の推移



資料：保育課（各年4月1日）

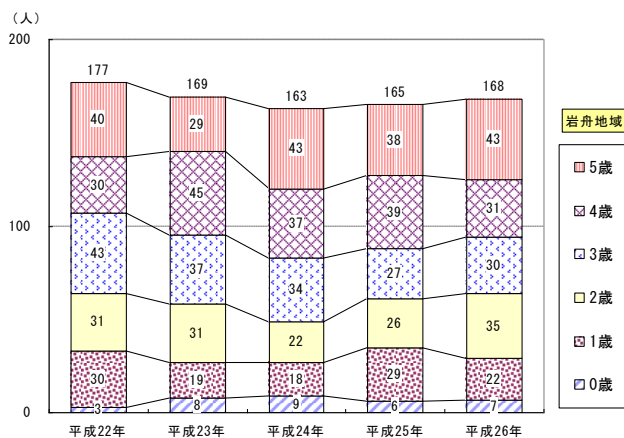
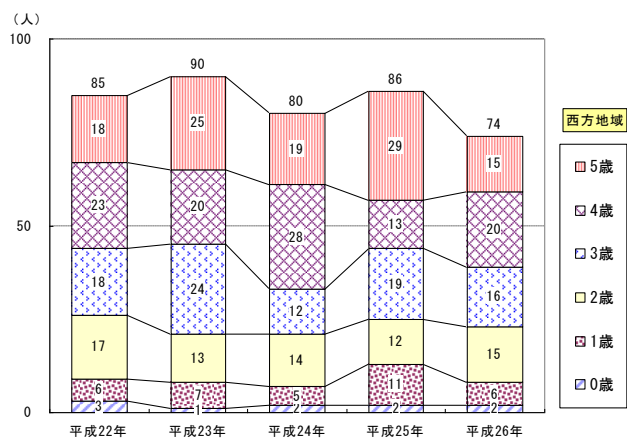
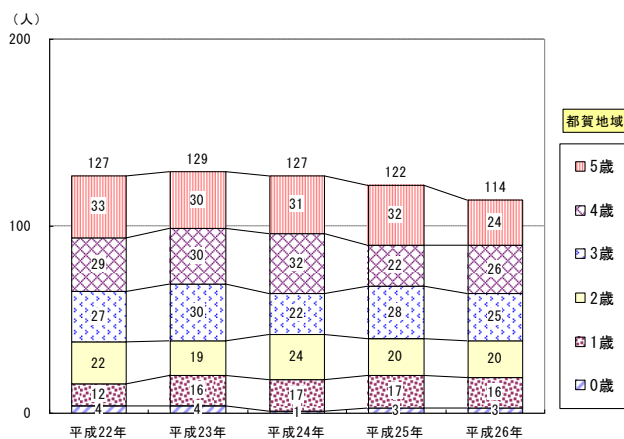
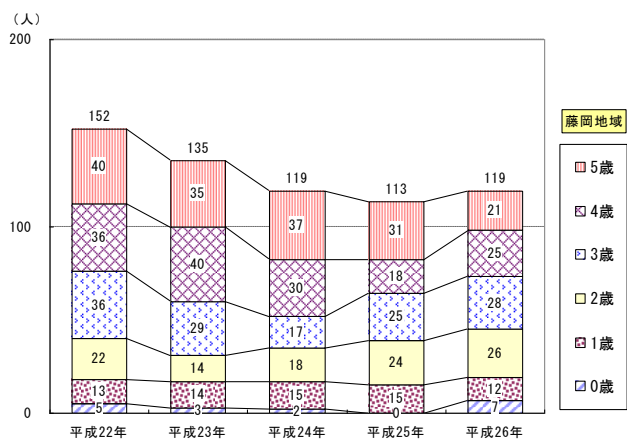
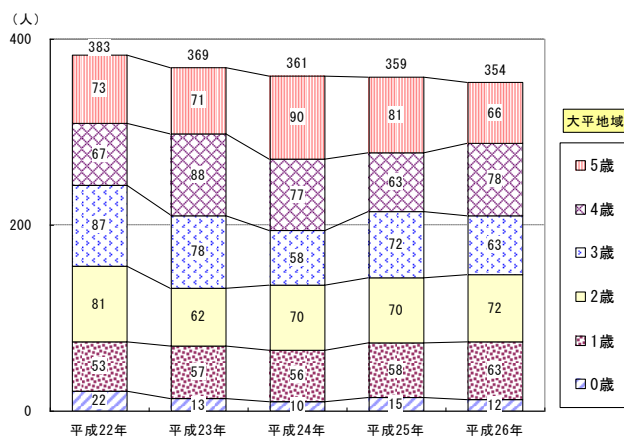
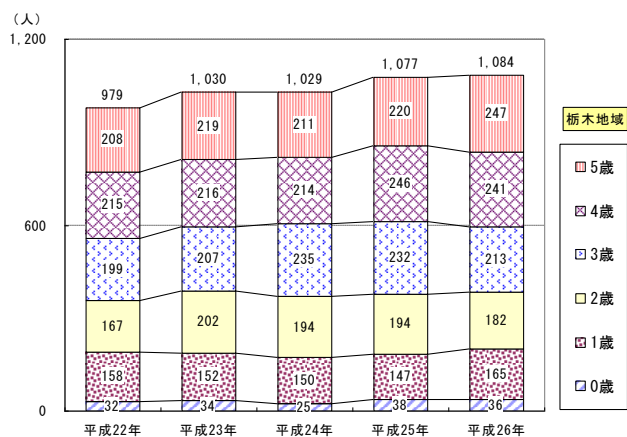


○認可保育園入所児童数の推移

地域	施設名	定員	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
栃木	いまいずみ保育園	100	115	112	118	114	115
	いりふね保育園	45	43	49	44	47	50
	おおつか保育園	60	64	67	65	70	76
	はこのもり保育園	130	132	147	141	154	152
	そのべ保育園	60	50	64	58	62	67
	ぬまわだ保育園	60	55	55	59	57	55
	さくら保育園	235	257	273	275	289	288
	さくら第2保育園	40	46	47	41	47	46
	ひがしのもり保育園	60	74	65	67	74	73
	けやき保育園	150	143	151	161	163	162
大平	大平西保育園	60	68	63	63	52	60
	大平南第1保育園	50	52	50	55	51	45
	大平南第2保育園	35	33	36	32	37	32
	大平東保育園	40	43	43	41	41	42
	大平中央保育園	90	100	98	95	98	95
	ひかり保育園	90	87	79	75	80	80
藤岡	三鴨保育園	45	28	23	22	26	37
	赤麻保育園	45	28	23	27	28	H26 廃園
	部屋保育園	60	49	40	30	21	25
	藤岡保育園	60	47	49	40	38	57
都賀	都賀よつば保育園	120	127	129	127	122	114
西方	西方保育園 (認定西方なかよし こども園)	90	85	90	80	86	74
岩舟	静和保育所	60	48	46	平成 24 年からいわふね保育園に統合		
	岩舟保育所	60	57	60			
	小野寺北保育所	60	19	16			
	いわふね保育園	130	—	—	120	115	112
	すみれ保育園	60	53	47	43	50	56
合計		2,095	1,903	1,922	1,879	1,922	1,913

資料：保育課（各年4月1日）

○地域別認可保育園入所児童数の推移

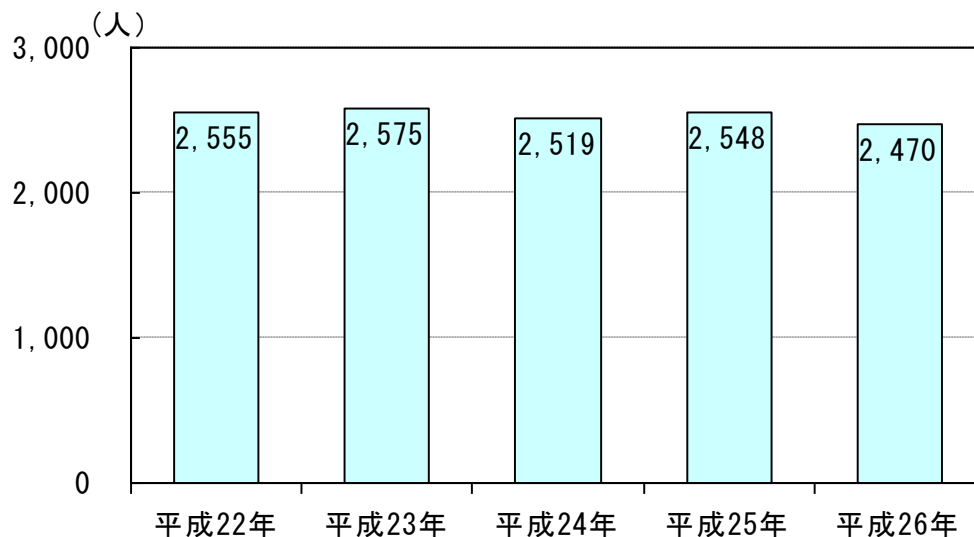


資料：保育課（各年4月1日）

(2) 幼稚園就園児童数の推移

本市における幼稚園数は平成 26 年5月現在、17 か所となっています。また、本市の幼稚園就園児童数は横ばいとなっており、平成 26 年5月現在で2,470 人となっています。

○幼稚園就園児童数の推移



○地域別幼稚園就園児童数の推移（各年5月1日現在）

単位：人

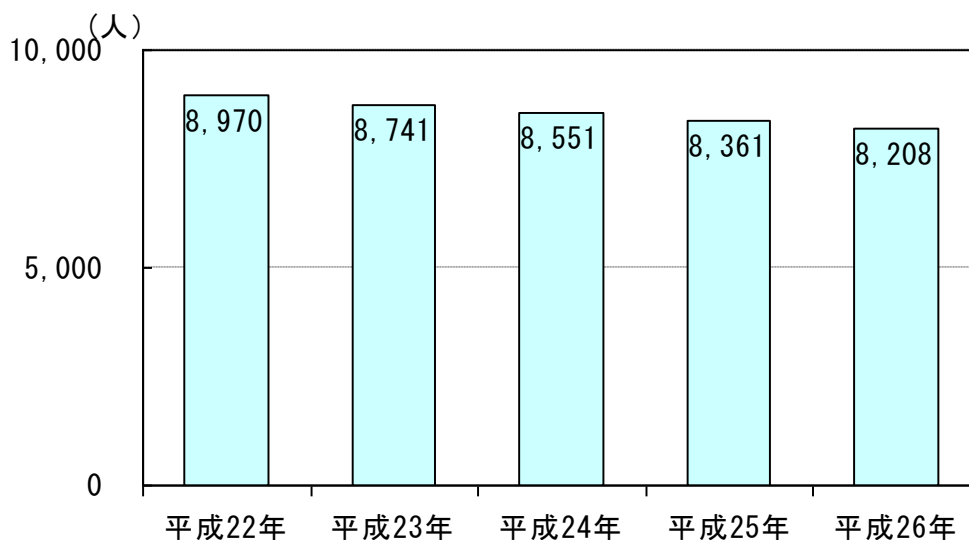
地域	園数	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
栃木	9	1,270	1,239	1,217	1,225	1,190
大平	2	428	429	405	402	396
藤岡	2	260	298	318	340	320
都賀	1	132	131	113	112	116
西方	1	62	58	56	55	57
岩舟	2	403	420	410	414	391
合計	17	2,555	2,575	2,519	2,548	2,470

資料：保育課

(3) 小学校在籍児童数の推移

本市における小学校数は30校となっています。また、本市の小学校在籍児童数をみると、年々減少しており、平成26年4月現在で8,208人となっています。

○小学生児童数の推移



○地域別小学校在籍児童数の推移（各年5月1日現在）

単位：人

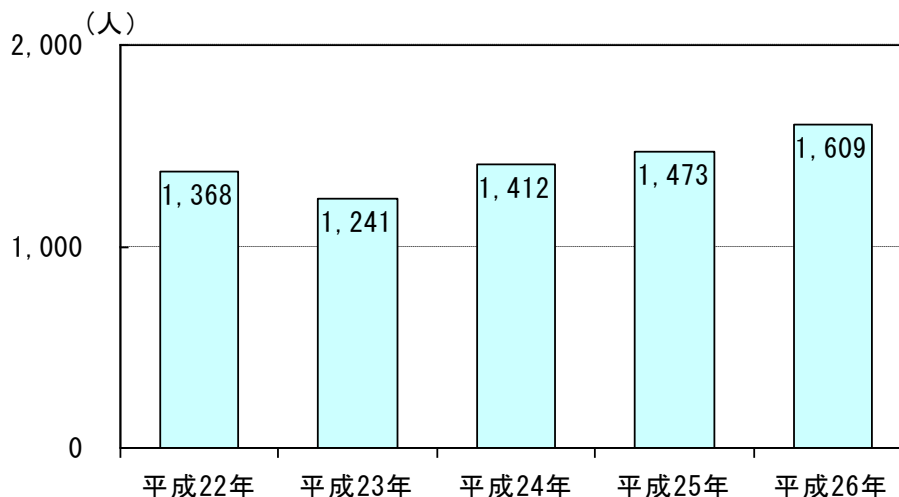
	小学校数	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
栃木	13	4,381	4,262	4,106	4,028	3,911
大平	4	1,711	1,730	1,741	1,723	1,726
藤岡	4	826	793	788	754	754
都賀	3	747	734	725	706	696
西方	2	396	366	357	338	317
岩舟	4	909	856	834	812	804
合計	30	8,970	8,741	8,551	8,361	8,208

資料：学校教育課

(4) 学童保育在籍児童数の推移

本市における学童保育施設数は平成26年5月現在、42か所となっています。また、本市の学童保育在籍児童数は増加傾向となっており、平成26年で1,609人となっています。

○学童保育在籍児童数の推移



○地域別学童保育在籍児童数の推移（各年5月1日現在）

単位：人

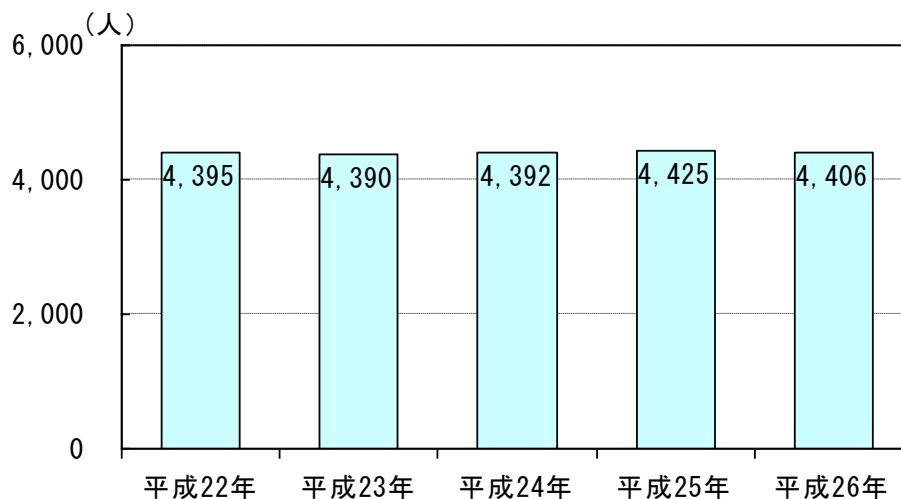
	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実施箇所数	児童数	実施箇所数	児童数	実施箇所数	児童数	実施箇所数	児童数	実施箇所数	児童数
栃木	15	614	15	600	17	719	18	755	21	869
大平	7	340	7	292	7	300	8	321	8	300
藤岡	4	99	4	81	4	88	4	92	4	100
都賀	3	113	3	87	3	99	3	108	3	119
西方	2	50	2	37	2	55	2	42	2	54
岩舟	4	152	4	144	4	151	4	155	4	167
合計	35	1,368	35	1,241	37	1,412	39	1,473	42	1,609

資料：こども課

(5) 中学校在籍生徒数の推移

本市における中学校数は平成26年5月現在、14校となっています。また、本市の中学校在籍生徒数は横ばいとなっており、平成26年で4,406人となっています。

○中学生生徒数の推移



○地域別中学校在籍生徒数の推移（各年5月1日現在）

単位：人

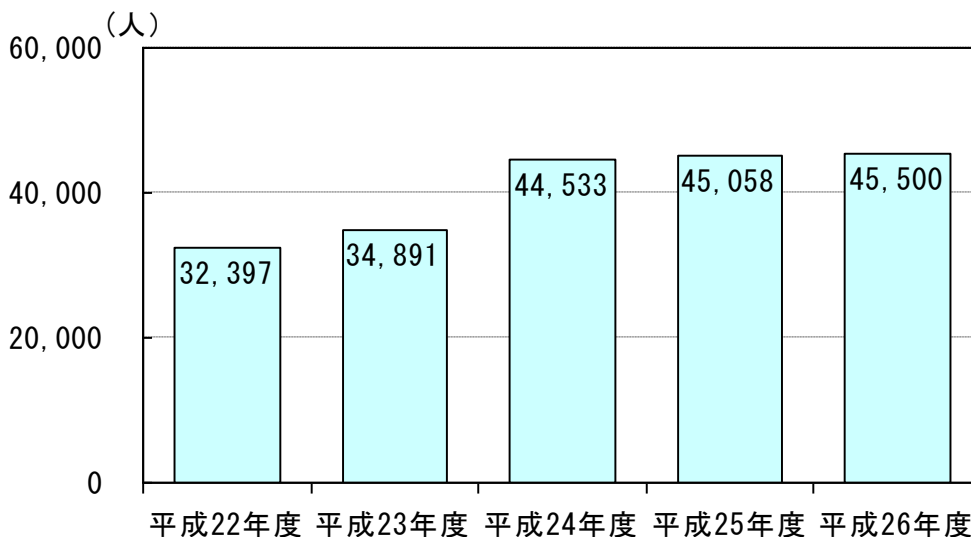
	中学校数	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
栃木	7	2,151	2,132	2,169	2,172	2,171
大平	2	815	825	829	844	875
藤岡	2	424	410	377	389	384
都賀	1	324	343	350	380	363
西方	1	189	186	188	189	191
岩舟	1	492	494	479	451	422
合計	14	4,395	4,390	4,392	4,425	4,406

資料：学校教育課

(6) 地域子育て支援センター利用者数の推移

本市における地域子育て支援センターは平成26年現在、9か所となっています。また、地域子育て支援センターの利用者数は年々増加しており、平成26年（見込み）で45,500人となっています。

○地域子育て支援センター利用状況の推移



○施設別地域子育て支援センター利用者数の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
栃木市地域子育て支援センター	13,809	13,684	15,245	16,754	16,919
栃木市地域子育て支援センター おおひら	4,950	4,416	3,733	3,616	3,651
栃木市地域子育て支援センター ふじおか	1,868	3,458	5,502	5,605	5,660
栃木市地域子育て支援センター つが	319	1,817	2,711	2,859	2,887
栃木市地域子育て支援センター にしかた	901	746	913	1,112	1,123
栃木市地域子育て支援センター いわふね	平成24年4月1日開設		3,948	3,861	3,899
さくら保育園 地域子育て支援センター	3,776	2,845	3,730	3,579	3,614
ひがしのもり保育園 地域子育て支援センター	3,884	3,639	3,718	3,403	3,436
けやき保育園 地域子育て支援センター	2,890	4,286	5,033	4,269	4,311
計	32,397	34,891	44,533	45,058	45,500
0歳～2歳	14,660	15,768	20,504	20,182	20,475
3歳～5歳	2,329	2,393	3,055	3,200	3,185
保護者	15,408	16,730	20,974	21,676	21,840

資料：こども課

5

今後の課題

国・県の動向や子ども・子育て環境の変化などを踏まえて、本市における今後の子ども・子育て支援に関する課題を次により整理します。

(1) 少子化の進行

本市の児童数は、近年減少傾向にあり、15,500人前後で推移しており、年々年少人口割合も減少しています。また、未婚率も増加の傾向であり一層の少子化の進行が懸念されます。

子どもの減少によって、子どもたち同士の交流する機会が少なくなり、子どもの社会性が育まれにくくなり、まちの元気、活力が減退してしまいます。

多くの子育て世代が居住し、子どもを産み育てるなら栃木市と思ってもらえるような子育て環境づくりが求められています。

(2) 保育需要の高まり

核家族化の進行、共働き世帯の増加、ひとり親家庭の増加等により、保育を必要とする児童が増えています。全国の市町村において、その増加に対応していくことに苦慮しています。

当市も例外ではなく、低年齢児の保育基盤不足による待機児童が問題となっています。

将来の保育需要を見極めながら、保育園、認定こども園及び幼稚園と連携しながら、安心して預けられる環境の構築が求められています。

(3) 子育ての孤立化

少子化、核家族化が進行する中で育ってきた世代が、子どもを持ち、親として子育てをしています。自ら親や祖父母から子育てに関する知識を受け継ぐことなく、近所にも相談できる人もいない中で、初めての子育てを手探りで行う、または孤立化してしまうことも珍しくありません。

子育ての孤立化は、子どもへの虐待の大きな要因の一つと言われています。思い通りに行かない子育てに不安や悩みを抱え、それがストレスとして子どもに向けられてしまいます。

このような悲しい状況を招くことがないよう、地域や行政が協力しながら、子育て世帯を孤立化させない環境づくりが求められています。

(4) 仕事と生活の両立

子どもを産み・育てるにあたって、誰もが安心して働き続けることが可能であり、仕事と生活の調和が選択可能となるワーク・ライフ・バランスの構築に向けての期待は高まっています。社会への一層の理解を深めるための取り組みが求められています。

(5) 経済的負担への不安

子育てに携わる者にとっては、肉体的・精神的負担よりも経済的負担に対する不安が依然大きい傾向にあります。そのような中、社会経済が復調の兆しを見せるも、依然として地域経済、一般家庭の家計を実感として潤すまでには至っていません。子どもを産みたい、育てたいといった思いが持てるよう、実情に応じた効果的な経済的負担の軽減が求められています。

(6) 次代の親の育成

子どもは、家族を支える、まちを支える、次代の親です。

家庭を築くことや子どもを持つことの大切さ、子どもを育てることの楽しさ、さらには少子化が社会に及ぼす影響などについての理解を深めることが求められています。

(7) 安心・安全な暮らしの確保

子どもたちが巻き込まれ、犠牲になる痛ましい事件・事故が後を絶ちません。

保護者・地域・行政が情報の共有をはじめとする連携を強化し、子どもたちがのびのびと安心して安全に過ごすことができる地域づくりが求められています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の理念

本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「栃木市次世代育成支援対策行動計画」を栃木市（旧栃木市、大平町、藤岡町、都賀町）と西方町の合併に伴い、平成24年3月に見直し、少子化対策事業や子育て支援事業を展開してきました。また、平成26年4月には岩舟町と合併し、新市としてスタートしています。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、子ども・子育て支援は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点にたち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることを目指しています。

また、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、子ども・子育て支援にまつわる環境は社会全体で整備することが求められています。

次世代育成支援対策行動計画における基本理念などの考え方は、子ども・子育て支援法の理念や意義に包含していることから、これまでの施策の継続性と、より一層の取り組みが必要です。

こうしたことから、本市における子どもの育ちや子育て支援に関する考え方は共通しているため、今後も少子化やそれに伴う子どもを取り巻く家庭や社会環境の変化の中で子どもの成長にしっかりと向き合いながら、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供等を、本計画に的確に位置づけ、子どもの健やかな成長を保障していくこととします。

本市では、次世代育成支援対策行動計画を踏襲し、引き続き「生み育ち 輝く親子 地域づくり」を基本理念として、子ども・子育て支援を推進します。

また近年は、人口減少問題が叫ばれる中、本市でも、定住人口の維持、増加が課題となっています。このことから、子ども・子育て支援を推進し、子育て環境の向上を図ることにより、子育て世代の人口の維持、増加を図り、活力ある地域づくりを推進していきます。

生み育ち 輝く親子 地域づくり

- ①「生み育ち」は、出産期からの切れ間のない支援を行い、「子育て」「親育ち」を表現。
- ②「輝く親子」は、すべての子どもが輝き、健やかな育ちを等しく保障され、子育ての第一義的責任者である保護者は、子育てを通じ、輝きを持ち、喜びを感じることを表現。
- ③「地域づくり」は、そうした親子を地域や社会で支え、また輝く親子がいてこそ 地域づくりができるということを表現。

2

基本目標

基本理念を実現するために、以下のように基本目標を設定します。

基本目標 1

子育てを社会全体で支える体制づくり

幼児期における教育・保育事業の充実、社会全体で子育てを支援する体制づくりを進めます。

基本施策 1. 幼児期における学校教育・保育の充実（P 29～P 30）

基本施策 2. 地域における子育て・子育ての支援（P 31～P 47）

基本目標 2

子どもの成長や発達の支援

保健、医療、福祉等の連携を図りながら、子どもが心身ともに健やかに成長できるような支援を進めます。

また、援護を必要とする家庭への相談体制の充実などの充実を図ります。

基本施策 3. 母子保健医療対策の充実（P 48～P 62）

基本施策 4. 援護を必要とする子どもや家庭への支援（P 63～P 73）

基本目標 3

子育てしやすい地域環境づくり

安心して子どもを生き育てることができるよう、子育て家庭を取り巻く、職場・教育・生活環境等の整備を進めます。

基本施策 5. 仕事と生活の両立の推進（P 74～P 79）

基本施策 6. 子育てしやすい生活環境の整備（P 80～P 86）

3

計画の体系

基本理念

基本目標

基本施策と今後の取り組み

生み育ち
輝く親子
地域びっす

子育てを社会全体で
支える体制づくり

基本施策1 幼児期における学校教育・保育の充実

- ◆ 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

基本施策2 地域における子育て・子育ての支援

- (1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策
- (2) その他の地域子育て支援事業

子どもの成長や発達の支援

基本施策3 母子保健医療対策の充実

- 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
 - (1) 妊産婦への支援
 - (2) 乳幼児の健康の確保及び増進
 - (3) 小児医療の充実
 - (4) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援
 - (5) 妊娠期からの児童虐待防止策
- 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
 - (1) 学童期・思春期の心身の健康づくり
 - (2) 思春期における正しい性知識の普及
- 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
 - (1) 子どもの成長を支える地域支援
 - (2) 子どもの事故防止対策

基本施策4 援護を必要とする子どもや家庭への支援

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (3) 障がい児への支援
- (4) 各種相談機関の機能の充実
- (5) 経済的支援対策の充実

子育てしやすい
地域環境づくり

基本施策5 仕事と生活の両立の推進

- (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- (2) 仕事と子育ての両立の推進

基本施策6 子育てしやすい生活環境の整備

- (1) 良質な居住環境の確保
- (2) 安心して外出できる環境の整備
- (3) 子どもたちの安全の確保

第4章 教育・保育の提供区域の設定及び人口推計

1 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づく本市の教育・保育提供区域は市全体を1区域として設定します。保護者や子どもが質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情、生活行動などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案していきます。

■栃木市の地図



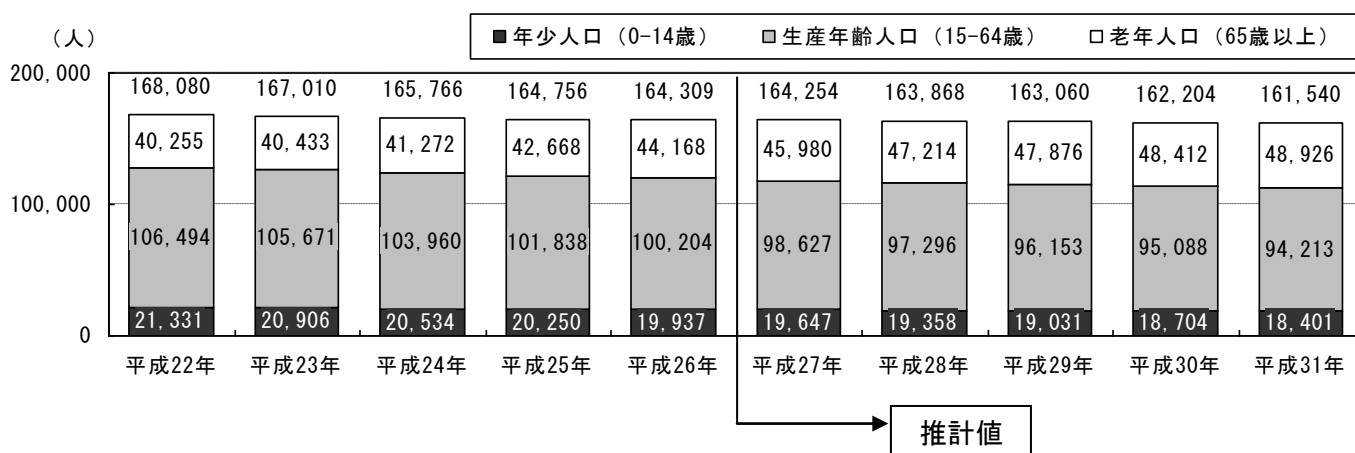
2 人口推計

(1) 人口推計

人口推計は、平成22年から平成26年の住民基本台帳人口（各年4月1日）をもとに、人口推計を行っています。その結果、総人口は平成31年には161,540人となると推計しています。

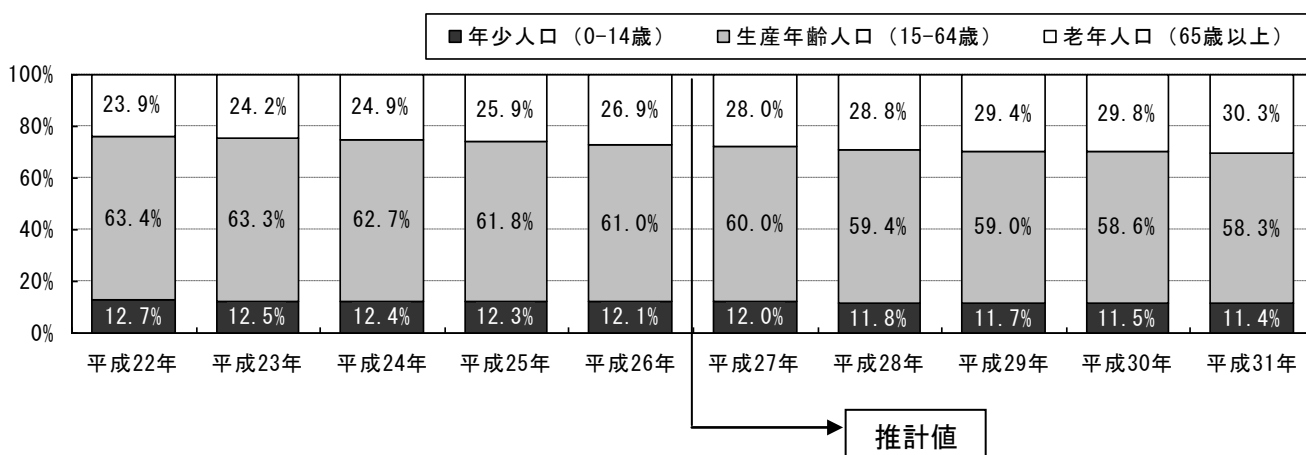
また、年齢3区分人口構成比の推移をみると、14歳以下の年少人口は微減し続け、その割合は平成31年には11.4%となります。

○人口推計の推移



資料：平成22年から平成26年は住民基本台帳、外国人登録含む実績値（各年4月1日）
平成27年以降はコーホート変化率法による推計値

○年齢3区分人口構成比

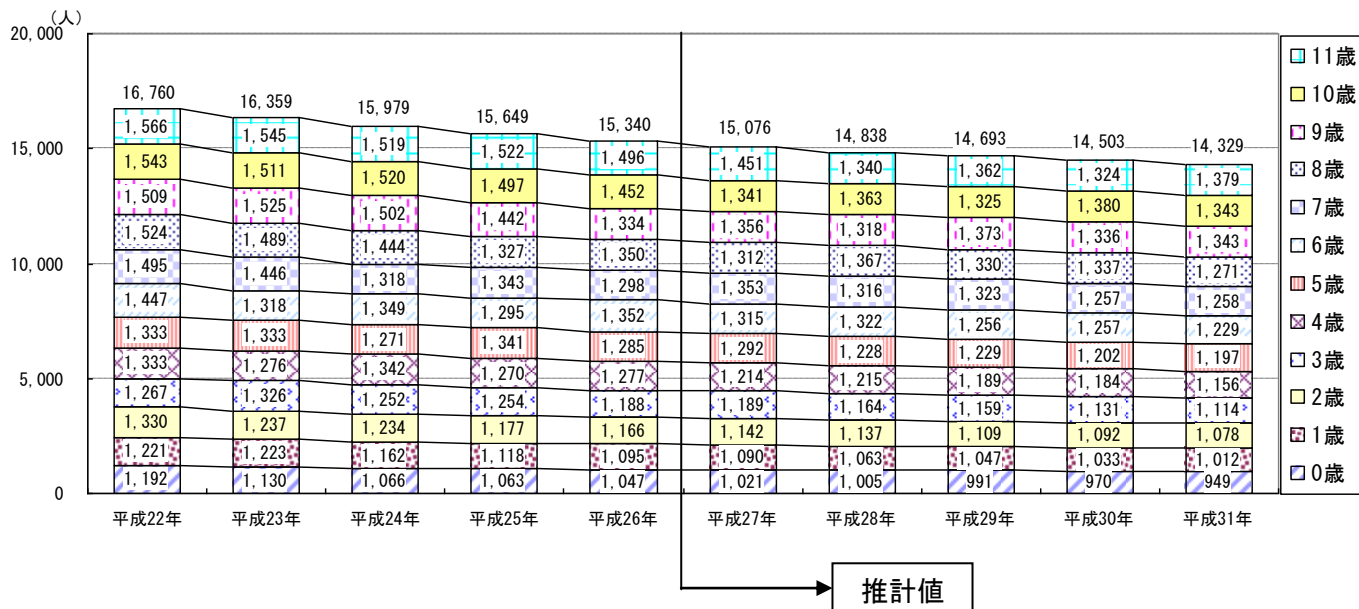


資料：平成22年から平成26年は住民基本台帳、外国人登録含む実績値（各年4月1日）
平成27年以降はコーホート変化率法による推計値
※端数処理上合計が100%にならない箇所があります。

(2) 将来の児童数の推計

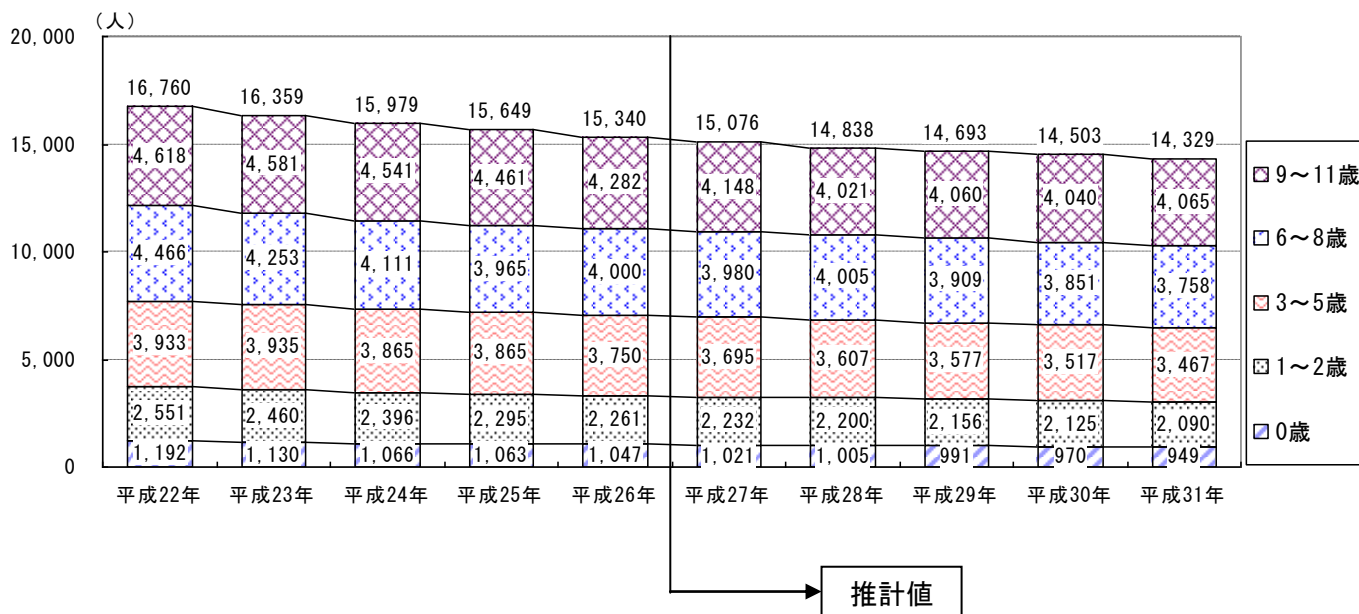
本市における11歳までの将来の児童数では、平成31年には14,329人となると推計しています。本計画期間である平成27年から平成31年までに747人程度児童が減少すると推計しています。

○将来の児童数の推移



資料：平成22年から平成26年は住民基本台帳、外国人登録含む実績値（各年4月1日）
平成27年以降はコーホート変化率法による推計値

○計画対象年齢別の推移



資料：平成22年から平成26年は住民基本台帳、外国人登録含む実績値（各年4月1日）
平成27年以降はコーホート変化率法による推計値

第5章 今後5年間に展開する 子ども・子育て支援の取り組み

基本施策 1	幼児期における学校教育・保育の充実 (教育・保育施設の量の見込みと確保の方策)
-------------------	--

国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めるとされています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

【認定区分について】

子ども・子育て支援法では、利用のための認定及び保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります（同法第19条）。その際の認定の区分についてまとめると下記の通りとなります。

■認定区分

区分	年齢	対象事業	対象家庭類型
1号認定	3～5歳	幼稚園・認定こども園	専業主婦（夫）家庭、共働きであるが幼稚園利用の家庭
2号認定	3～5歳	保育園・認定こども園	共働き家庭
3号認定	0歳、1・2歳	保育園・認定こども園、地域型保育	共働き家庭

■事業一覧

事業	対象事業
特定教育・保育施設	幼稚園・保育園・認定こども園
特定地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育（定員6～19人） ・家庭的保育（定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育所（事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施するものに限る）
確認を受けない幼稚園	私学助成の幼稚園（子ども子育て支援制度以前の制度の継続を希望する園）

◆教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

【確保の方策の考え方】

- ・出産後、早期の職場復帰を希望する保護者が安心して預けることができるよう、認定こども園及び保育園において、必要な0歳児保育定員の確保を図ります。

第5章 今後5年間に展開する子ども・子育て支援の取り組み

- ・共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、認定こども園及び保育園において、必要な1～2歳児保育定員の確保を図ります。
- ・世帯ごとの多様な就労状況や、子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、幼稚園、保育園、認定こども園において、必要な3～5歳児教育・保育定員の確保を図ります。

■量の見込みと確保方策

			1号	2号		3号		合計	
				幼稚園利用	左記以外	0歳	1・2歳		
平成27年度	量の見込み (①)	市内	1,545	674	1,296	302	803	4,620	
		広域(受託)	11		10	1	3	25	
		計		2,230	1,306	303	806	4,645	
	実績値	児童数		2,146	1,512	200	847	4,705	
		確保の方策 (②)	特定教育・保育	480		1,437	219	728	2,864
			広域(委託)	25		21	2	25	73
			特定地域型保育事業				3	53	56
			認可外保育施設			0	0	0	0
			確認を受けない幼稚園		1,805				1,805
			計		2,310	1,458	224	806	4,798
②-①			80	152	-79	0	153		
平成28年度	量の見込み (①)	市内	1,507	534	1,566	298	964	4,869	
		広域(受託)	11		10	1	3	25	
		計		2,052	1,576	299	967	4,894	
	実績値	児童数		1,911	1,638	246	999	4,794	
		確保の方策 (②)	特定教育・保育	1,823		1,634	237	879	4,573
			広域(委託)	25		21	2	25	73
			特定地域型保育事業				21	48	69
			認可外保育施設			0	0	0	0
			確認を受けない幼稚園		395				395
			計		2,243	1,655	260	952	5,110
②-①			191	79	-39	-15	216		
平成29年度	量の見込み (①)	市内	1,496	503	1,569	293	945	4,806	
		広域(受託)	11		10	1	3	25	
		計		2,010	1,579	294	948	4,831	
	実績値	児童数(見込み値)		1,793	1,698	250	1,061	4,802	
		確保の方策 (②)	特定教育・保育	1,928		1,679	255	908	4,770
			広域(委託)	25		21	2	25	73
			特定地域型保育事業				21	55	76
			認可外保育施設			0	0	0	0
			確認を受けない幼稚園		260				260
			計		2,213	1,700	278	988	5,179
②-①			203	121	-16	40	348		
平成30年度	量の見込み (①)	市内		1,707	1,773	255	1,060	4,795	
		広域(受託)		11	10	1	3	25	
		計		1,718	1,783	256	1,063	4,820	
	確保の方策 (②)	特定教育・保育		1,921	1,863	254	1,039	5,077	
		広域(委託)		25	21	2	25	73	
		特定地域型保育事業				21	55	76	
		認可外保育施設			0	0	0	0	
		確認を受けない幼稚園						0	
		計		1,946	1,884	277	1,119	5,226	
		②-①			228	101	21	56	406
平成31年度	量の見込み (①)	市内		1,625	1,816	264	1,085	4,790	
		広域(受託)		11	10	1	3	25	
		計		1,636	1,826	265	1,088	4,815	
	確保の方策 (②)	特定教育・保育		1,891	1,893	254	1,039	5,077	
		広域(委託)		25	21	2	25	73	
		特定地域型保育事業				21	55	76	
		認可外保育施設			0	0	0	0	
		確認を受けない幼稚園						0	
		計		1,916	1,914	277	1,119	5,226	
		②-①			280	88	12	31	411

基本施策 2	地域における子育て・子育ての支援 (地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策)
-------------------	---

国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めるとされています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、確保の内容及び実施時期を設定します。

(1) 時間外保育（延長保育） 対象：0～5歳 〔担当課：保育課〕

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育園、認定こども園等において保育を実施する事業です。

■現状

市内の保育施設 13 か所において、延長保育を実施しています。

午前7時から午後7時までの開所時間のうち、11 時間を超えて保育を利用する場合該当になります。

	平成 25 年度	平成 26 年度
実施箇所	13	13
利用者数（人/年）	384	411

■量の見込み及び確保の方策

事業の性質上、定員の設定はなく、ニーズには対応しております。**利用実績を踏まえ、今後も利用者数の増加が見込まれますことから、利用者数の増加に対応できるよう、各施設での受け入れ態勢の確保に努めます。**

	量の見込み(人/年)				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	439	469	501	696	712
確保の方策					
提供体制（箇所）	18	26	27	24	24
受入人数	439	469	501	696	712
確保方策—量の見込み	0	0	0	0	0

【参考】実績値(利用者数)	559	638	*678
----------------------	------------	------------	-------------

※平成 29 年度の実績値は見込値

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）〔担当課：子育て支援課〕

対象：小学1～6年生

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の余裕教室などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■現状

本市では、保護者が昼間家庭にいない小学校全学年の児童を対象に、市内の全小学校区において実施しています。平成26年度現在42か所で実施しています。

	平成25年度	平成26年度
実施箇所	39	42
(内余裕教室等での実施箇所数)	25	30
登録児童数		
小学1～3年生(人)	1,119	1,173
小学4～6年生(人)	354	436

■量の見込み及び確保の方策

引き続き、市内の全小学校区において事業を実施し、必要な事業量の確保に努めます。さらに、従来同様、全施設において延長保育を実施するとともに、利用者のニーズを踏まえた開設時間の確保について検討していきます。

また、小学校から離れて実施している施設については、各小学校を訪問し、児童が安全安心に移動できること、及び放課後子どもプランの必要性、意義等について説明のうえ、小学校の余裕教室等の活用について協議し、小学校内の余裕教室等へ移設をしていきます。

なお、教育委員会の実施する放課後子ども教室との一体的な実施にあたり、学童保育の支援員と小学校教諭等との連絡を密にし、放課後活動について随時協議を行うなどの連携に努めていきます。

	量の見込み(人/年)				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,676	1,699	1,703	<u>1,941</u>	<u>1,951</u>
小学 1～3 年生	1,215	1,241	1,230	<u>1,347</u>	<u>1,347</u>
小学 4～6 年生	461	458	473	<u>594</u>	<u>594</u>
確保の方策					
提供体制（箇所）	46	48	48	<u>50</u>	<u>50</u>
(内余裕教室等での実施箇所数)	33	39	41	41	42
定員（人）	2,129	2,190	2,190	2,190	2,190
確保方策—量の見込み	453	491	487	<u>249</u>	<u>239</u>
【参考】実績値(登録児童数)	<u>1,614</u>	<u>1,813</u>	<u>1,903</u>		

※余裕教室等：小学校の余裕教室、小学校敷地内専用施設及び小学校隣接施設



(3) 放課後子ども教室 [担当課：学校教育課 生涯学習課]

「放課後児童健全育成事業」と連携し、保護者の就労などに関わらず、すべての子どもたちを対象として、学校の余裕教室や公民館などを活用した課外教室や講座を行う事業です。

■現状

現在は、放課後に学習指導を行う放課後学習教室や、公民館で土曜日等を開催している少年少女学級などを本事業に位置づけております。

	平成 25 年度	平成 26 年度
実施箇所	23	24
(内一体型箇所数)	4	10

■量の見込み及び確保の方策

現在実施している放課後学習教室や少年少女学級等の取り組みを充実させ、すべての小学校区で実施していきます。また、福祉部局と教育委員会が連携し、放課後児童健全育成事業との一体的な実施を拡大していきます。

	量の見込み				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施箇所	34	46	46	46	46
(内一体型箇所数)	15	28	30	30	30

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ） 対象：0～18歳

〔担当課：子育て支援課〕

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業及び夜間養護等事業です。

■現状

現在、宿泊を伴う保育支援の需要は必ずしも高いものではなく、本市としては事業を実施していませんが、ひとり親家庭の増加や女性の就労増等に伴い、ニーズの増加が見込まれます。事業の性質上、各施設などの状況を踏まえつつ、ニーズに対応していきます。

■量の見込み及び確保の方策

利用実績は少数にとどまっていますが、問合せ件数は多いことから、実施施設の確保を図り、それぞれのニーズに対応していきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人日/年）	35	35	40	<u>40</u>	<u>40</u>
0～5歳	21	21	24	<u>24</u>	<u>24</u>
6～18歳	14	14	16	<u>16</u>	<u>16</u>
確保方策（人日/年）	35	35	40	<u>40</u>	<u>40</u>
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0
<u>【参考】実績値(延べ利用者数)</u>	<u>0</u>	<u>18</u>	<u>*14</u>		

確保の方策：利用見込み人数（人）×利用日数（日）

※平成29年度の実績値は見込値

(5) 地域子育て支援拠点事業 対象：0～5歳 〔担当課：子育て支援課〕

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、講習その他の支援を行う事業です。

■現状

【子育て支援センター】

- ・ 栃木市地域子育て支援センター ・ さくら保育園子育て支援センターゆめふうせん
- ・ ひがしのもり保育園子育て支援センターふれあいポッケ
- ・ けやき保育園子育て支援センターきらり ・ 栃木市地域子育て支援センターおおひら
- ・ 栃木市地域子育て支援センターふじおか ・ 栃木市地域子育て支援センターつが
- ・ 栃木市地域子育て支援センターにしかた ・ 栃木市地域子育て支援センターいわふね

	平成 25 年度	平成 26 年度
実施箇所	9	9
延べ利用者数（人）	45,058	45,500
0～2歳	20,182	20,475
3～5歳	3,200	3,185
保護者	21,676	21,840

■量の見込み及び確保の方策

利用者のニーズをとらえて質・量とともに十分な受け皿となるよう事業の拡充を図り、乳幼児活動や相談事業、交流・参加型事業の充実など、子育て支援拠点としての事業を充実していきます。

	量の見込み(人回/年)				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	46,500	46,600	46,700	46,800	46,800
0～2歳	20,925	20,970	21,015	21,060	21,060
3～5歳	3,255	3,262	3,269	3,276	3,276
保護者	22,320	22,368	22,416	22,464	22,464
確保の方策					
提供体制（箇所）	10	10	10	10	10
利用者数	46,500	46,600	46,700	46,800	46,800
確保方策—量の見込み	0	0	0	0	0

(6) 一時預かり事業

① 幼稚園の在園児を対象とした預かり保育 対象：3～5歳 [担当課：保育課]

幼稚園を利用する保護者の多様なニーズに対応するため、幼稚園で定める通常の保育時間の前後や、長期休業日に希望する在園児を預かり保育することにより、幼児の心身の健全な発達を図り、保護者の子育て支援を行う事業です。

■現状

本市の幼稚園 17 か所において、預かり保育を実施しています。

	平成 26 年度
実施箇所	17
延べ利用者数 (人)	108,502

■量の見込み及び確保の方策

利用実績を踏まえますと利用者数の減少が見込まれますが、引き続き事業を実施し、各施設での受け入れ態勢の確保に努めます。

	量の見込み(人日/年)				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	93,028	94,498	94,498		
1号認定による利用	11,592	11,775	11,775	<u>55,802</u>	<u>53,121</u>
2号認定による利用	81,436	82,723	82,723		
確保の方策					
提供体制 (箇所)	18	19	19	<u>18</u>	<u>18</u>
利用者数	93,028	94,498	94,498	<u>55,802</u>	<u>53,121</u>
確保方策—量の見込み	0	0	0	0	0

<u>【参考】実績値(延べ利用者数)</u>	<u>65,414</u>	<u>62,247</u>
------------------------	---------------	---------------

②在園児以外を対象とする一時預かり保育事業 対象：0～5歳〔担当課：保育課〕

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間保育園において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

■現状

市内の保育施設8か所において、一時預かり保育を実施しています。

保護者の外出、急病、育児疲れ等、多様な保育ニーズに対応するために、一時的に家庭保育が困難な場合に乳幼児を預かる一時保育事業を実施しています。

	平成25年度	平成26年度
実施箇所	8	8
延べ利用者数（人日/年）	2,532	2,739

■量の見込み及び確保の方策

市内の保育園及び認定こども園において実施する一時預かり事業を中心的な方策として必要な事業量の確保を図ります。

	量の見込み(人日/年)				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	2,958	3,194	<u>6,945</u>	<u>7,014</u>	<u>7,084</u>
確保の方策					
提供体制（箇所）	13	22	23	<u>26</u>	<u>26</u>
一時預かり事業	23,600	36,750	<u>6,945</u>	<u>7,014</u>	<u>7,084</u>
確保方策－量の見込み	20,642	33,556	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
【参考】実績値(延べ利用者数)	<u>4,648</u>	<u>5,987</u>			

(7) 病児・病後児保育事業 対象：0～8歳（小学校3年生まで）〔担当課：保育課〕

病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

■現状

市内1か所において、病後児保育を実施しています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所	1	1	1	1	1
延べ利用者数（人日/年）	125	102	72	48	54

■量の見込み及び確保の方策

病後児保育については、引き続き事業を実施し、必要な事業量の確保に努めます。

また、病児保育についても実施していくとともに、実施箇所の増加を図り、利用者数の増加に努めていきます。

保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、病後児が安心して過ごせる保育環境を整えるために、安心、安全な保育体制づくりに努めます。

	量の見込み(人日/年)				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	160	270	<u>328</u>	<u>353</u>	<u>401</u>
確保の方策					
提供体制（箇所）	2	3	3	3	<u>4</u>
病児・病後児保育事業	2,950	4,116	<u>328</u>	<u>353</u>	<u>401</u>
確保方策－量の見込み	2,790	3,846	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
<u>【参考】実績値(延べ利用者数)</u>	<u>107</u>	<u>301</u>			

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） 対象：乳幼児、小学生

〔担当課：子育て支援課〕

子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）の会員組織で、会員相互による育児の援助活動を行う事業です。

■現状

市内2か所（栃木地域に本部、大平地域に支部）で実施しています。

	平成25年度	平成26年度
実施箇所	2	2
延べ活動件数（人日/年）	3,639	2,633
提供会員数	215	219
依頼会員数	802	763
両方会員数	142	142

■量の見込み及び確保の方策

定員の設定はなく、様々なニーズに対応していきます。平成30年度からはセンターを1か所に統合しますが、事業量は縮小せず、事業のさらなる周知を図り、活動の充実に努めていきます。

	量の見込み(人日/年)				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	2,500	2,600	2,700	2,800	2,800
確保の方策					
提供体制（箇所）	2	2	2	1	1
活動件数	2,500	2,600	2,700	2,800	2,800
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

(9) 利用者支援事業 対象：子どもの保護者（妊産婦も含む）

〔担当課：保育課・健康増進課〕

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

なお、事業の実施にあたりましては、『利用者支援事業ガイドライン』に基づき、利用者支援専門員（医療・教育・保育の有資格者等であって、一定の研修を受けた者）を配置することとされています。

■現状

本市では利用者支援として保育園の案内パンフレットの発行、幼稚園のパンフレットの配布などによる情報提供を行っています。また、保育課の窓口などで、子育て中の保護者からの相談に応じています。

■量の見込み及び確保の方策

保育支援員を設置し、関係機関等との連携のもと、利用者支援等の事業を実施していきます。

また、子育て世代包括支援センターの設置により、妊娠や出産、子育てに関する様々な相談に対応し、妊娠期から子育て期（18歳まで）にわたるまでの切れ目ない支援・コーディネートを行います。

採用	量の見込み				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1	1	2	2	2
確保の方策					
提供体制（箇所）	1	1	2	2	2
確保方策一量の見込み	0	0	0	0	0

(10) 妊婦健康診査 対象：すべての妊婦 〔担当課：健康増進課〕

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査、計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■現状

本市では、委託医療機関等において、妊婦健診を実施しています。

	平成 24 年度	平成 25 年度
妊娠届出数	1,096	1,056
延べ受診者数	12,562	12,522

■量の見込み及び確保の方策

すべての妊婦の受診を見込んでいます。引き続き医師会及び病院協会等と連携し、市の委託医療機関等における受診体制の確保を図ります。さらに、受診できる医療機関の増加に努めるなど、受診する妊婦の利便性の向上と受診機会の拡大に努めます。

	量の見込み及び確保の方策(人)				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
妊娠届出数	1,010	990	970	950	930
延べ受診者数	14,140	13,860	13,580	13,300	13,020

(11) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）〔担当課：健康増進課〕

対象：生後4か月までの乳児のいる全ての家庭

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■現状

市内の乳児（生後4か月まで）のいるすべての家庭に対し、市の保健師、母子保健推進員が自宅に訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問乳児数	954	951

■量の見込み及び確保の方策

すべての家庭への訪問を見込んでいます。引き続き事業の実施を予定しており、保健師等の配置により、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

	量の見込み及び確保の方策(人)				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
訪問乳児数	938	940	943	944	938

(12) 養育支援訪問事業 対象：養育支援が特に必要な家庭（妊産婦も含む）

〔担当課：子育て支援課〕

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■現状

乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診事業などで発見した養育支援が必要と思われる家庭に、保健センターと連携し、保健師、保育士等が家庭訪問をしながら、養育指導します。また、若年出産した保護者へ育児支援をします。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延べ訪問人数	620	653	660

■量の見込み及び確保の方策

健康増進課による乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努めるとともに、保健師・保育士等の配置により、必要な事業量の確保に努めます。

	量の見込み及び確保の方策(人)				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
延べ訪問人数	670	680	690	600	600
【参考】実績値(延べ訪問人数)	647	507	*425		

※平成 29 年度の実績値は見込値

(13) 実費徴収に係る補足給付事業 対象：補足給付が特に必要な家庭

(主に生活保護受給世帯) (担当課：保育課)

保護者の世帯所得の状況を勘案して、保育園・認定こども園等に対して保護者が支払うべき給食費(副食材料費：1号認定児童のみ)や教材費・行事費等の一部を助成する事業です。

■現状

本市では事業を実施していませんが、生活保護受給世帯を中心とする貧困世帯において、認定こども園等へ支払うべき給食費や教材費・行事費等を滞納する事例が発生しています。

■量の見込み及び確保の方策

保育園・認定こども園等との連携により対象者を把握し、補足給付を実施していきます。

	量の見込み及び確保の方策(人)				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
対象児童数	0	0	5	5	5

(14) その他の地域子育て支援事業

子育てについての負担感を軽減するため、すべての子育て家庭に役立つ子育て支援サービスの充実を図ります。

①子育て支援サービスの充実

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
子育て親子の交流の場の提供	子育てサロン・つどいの広場など、子育ての情報交換・情報提供・相談を実施し、子育て親子が交流できる場を提供します。	子育て親子の交流の場の提供	実施	実施	子育て支援課
幼稚園・認定こども園における預かり保育事業	保護者の希望に応じ、急な用事等の際に保育時間を延長したり、放課後又は長期休業中に園児を預かる事業です。	幼稚園・認定こども園における預かり保育事業の実施	実施	実施	保育課
幼稚園・認定こども園における地域開放事業	親子教室等を開催し、地域での子育て支援のための幼稚園・認定こども園開放事業を実施します。	幼稚園・認定こども園における地域開放事業の実施	実施	実施	保育課
児童館事業	子どもの遊びの拠点や居場所として日常生活を支援し健康増進や情操を育むとともに、親子が自由に利用できる場の提供や各種行事をとおして地域との交流を図ります。	地域のなかでの安心安全な子どもの居場所づくり	実施 児童館6か所 (公立5か所) (私立1か所) 利用者 101,703人	実施 <u>子育て支援拠点の適正配置を検討するとともに、屋内型子どもの遊び場等の施設整備を進める。</u> 利用者 102,000人	子育て支援課
地域組織活動への支援	児童館等を拠点として、会員相互の交流を深めながら児童育成の知識を習得するなどの自主的な活動を行う母親クラブ等へ支援を行います。	母親クラブ数 会員数	実施 母親クラブ 3クラブ 会員 80人	実施 母親クラブ 4クラブ 会員 90人	子育て支援課
子育て支援総合コーディネート事業	ホームページ内に子育てに関する情報を集約したページを開設し、相談対応事業や施設の紹介、コーディネートを行います。	子育て支援総合コーディネートの実施	実施 ホームページによる情報提供	実施 ホームページによる情報提供	子育て支援課
子育てに関する男女共同参画意識の普及啓発	従来の固定的な男女の役割分担にとらわれず、父母がともに子育てに関わることができるよう啓発活動を実施します。	子育てに関する男女共同参画意識の普及啓発	実施 広報紙発行 学習の機会の提供	実施 広報紙発行 学習の機会の提供	人権・男女共同参画課
若者の居場所づくりの推進	制度の狭間にある中学生、高校生等の若者が、平日の放課後や休日に様々な体験や交流が出来る居場所づくりに努めます。	若者の居場所づくりの推進	実施	実施	生涯学習課

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
家庭教育学級(ハッピー子育て講座)の推進	家庭における教育力の向上を目指し、子育てに役立つ学習の機会を、学校・幼稚園・保育園において保護者や教職員等を対象に提供します。	家庭教育学級(ハッピー子育て講座)の推進	実施	実施	生涯学習課

②保育サービス、幼児教育の充実

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
保育園サービス評価の実施	保育園サービスの質を向上させるため、第三者による評価制度を導入し、評価結果の情報提供により、利用者のサービス選択に役立てます。	保育園サービス評価の実施	実施 4園 (H26実績)	実施	保育課
保育園の施設整備	施設の老朽化に伴う改築等、必要に応じた施設整備を実施します。	保育園の施設整備	実施	実施	保育課
保育園地域活動事業	保育園の有する専門的機能を活用した世代間交流や異年齢児交流を行います。	世代間交流や異年齢児交流の実施	実施	実施	保育課
保育士等の資質の向上・労働環境の向上	国が作成したガイドラインを参考に、保育園職員に対する研修内容の充実に努めます。また、保育関係職員の労働環境向上に向けた取り組みを実施します。	職員研修の内容の充実、労働環境向上への取り組みの実施	実施	実施	保育課
保育園ボランティアへの参加呼びかけ	定年を迎えた男性、自分の子育てに一段落した女性たちの子育て支援への参画を呼びかけます。	保育園ボランティアへの参加呼びかけ	実施	実施	保育課
保護者との連携	保護者会などを活用して、保護者との意見交換を積極的に行い、園と家庭とが協働しての保育の実施に努めます。	保護者との連携	実施	実施	保育課
高齢者と子どもの交流の推進	幼稚園・認定こども園において地域の高齢者を招待した交流や、福祉施設の高齢者と幼児の交流を実施します。	高齢者と子どもの交流の実施	実施	実施	保育課
認定こども園への移行に対する支援	認定こども園への移行について、国の動向を注視しながら支援していきます。	認定こども園への移行に対する支援	実施	実施	保育課

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
幼児教育についての情報提供	幼稚園における相談事業や各園のホームページ、幼稚園ガイドブック等による情報提供を実施します。	幼児教育についての情報提供	実施	実施	保育課
休日保育	保護者が就労等により休日に保育ができない場合に児童を保育します。	休日保育の実施	実施	実施	保育課
栃木市幼稚園教育振興計画	幼児一人ひとりの発達の特徴に応じ、豊かな心情や自立心を養い、心身ともに調和のとれた発達が促されるような指導を充実させるための支援を実施します。	栃木市幼稚園教育振興計画の実施	実施 計画に基づく事業の実施	実施 計画に基づく事業の実施	保育課
幼保小連絡協議会	幼稚園、保育園、認定こども園、小学校が連携して、全体研修会、地域別研修会、相互職場交流研修等を開催します。	交流研修等の実施	実施 ・全体研修会 参加者 76 名 ・地域別研修会 (2 回) 参加者 124 名 ・教職員相互職場 交流研修 実施施設 30 施設 参加者 47 名 (H25 実績)	実施	保育課 学校教育課



基本施策
3

母子保健医療対策の充実

妊娠・出産・育児期は、母親自身の心身や家族全体の生活リズムの大きな変化がおきる時期であり、母親を始めとした家族が共に健康で幸せあふれる暮らしができるよう支えていくことが大切です。また、思春期は子どもから大人になる移行期として重要な時期であり、特にこの時期の心と身体の健康問題は、生涯の健康に大きく影響することから、子どもたちへの健康教育を進めていくことが大切です。

そのため、妊娠や出産における不安や悩みを軽減し、出産後も親子が健康で、のびのびと育児を楽しみ、子どもに愛情が注げるよう、また、思春期における不安や悩みを地域のみんなで支え合えるような環境づくりをめざします。

1. 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

(1) 妊産婦への支援

■現状

- ◇妊娠・出産期は、母体の心身に大きな変化をもたらす時期であると同時に母性・父性を育てる時期です。また、子どもにとっては、母体を通して栄養を与えられ、様々な刺激を受け、人間として必要な機能が形成される大切な時期です。
- ◇そのため、妊婦は定期健診をしっかりと受け体調管理に努めるとともに、夫婦、家族は出産育児の知識や技術を身につけ、父親・母親になるという意識を持つことが重要です。
- ◇しかし、様々な状況のもと精神面、家庭面の不安定さを抱えながら妊娠期を過ごしている妊婦は増加傾向にあり、また妊娠届出の遅れや、妊娠中の喫煙といった健康管理が不十分な妊婦もみられ、支援が必要となっています。

■今後の方向性

- 妊娠届出時の相談・面接に重点を置き、妊婦健診や両親教室等に関する情報や妊娠中の正しい知識の普及啓発を行う他、妊娠前からの啓発についても検討していきます。
- 個別に支援が必要な妊婦への訪問指導等、きめ細やかな対応により、安心して出産育児ができるよう支援に努めます。

事業内容

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
妊娠の届出及び母子健康手帳の交付	妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくため、妊娠の届出者等に交付します。	妊娠早期（11週以内）の妊娠届出率	実施 95.2% (H25実績)	実施 100%	健康増進課
父子手帳の配布		父子手帳の普及啓発	実施	実施	

第5章 今後5年間に展開する子ども・子育て支援の取り組み

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
マタニティマークの普及啓発	①妊産婦にやさしい環境づくりを推進するため、マタニティマークを交付します。	マタニティマークの普及啓発	実施	実施	健康増進課
	②マタニティマークを妊娠中に使用したことがある母親の割合をアンケートを実施して把握します。	マタニティマークの利用率	H27 調査予定	増加	健康増進課
妊娠届出時健康相談	妊娠の届出者全員に面接とアンケートを実施し、安心して妊娠・出産ができるようサポートします。	妊娠届出時面接及びアンケート	実施 100% (H25実績)	100%	健康増進課
妊婦健康診査	妊婦の健康診査の一層の徹底を図るため、医療機関に委託して実施します。	妊婦健康診査受診票初回利用率	実施 98.9% (H25実績)	100%	健康増進課
妊婦歯科健康診査	妊婦の口腔衛生の向上のため、市内の歯科医院において歯科健診及び衛生指導を実施します。	妊婦歯科健診受診率	実施 33.1% (H25実績)	増加	健康増進課
妊婦訪問	妊婦のいる家庭を訪問し、相談や支援を実施します。	妊婦訪問率	実施 75.8% (H25実績)	100%	健康増進課
両親（母親）教室	妊婦や夫、その家族を対象に妊娠・出産・育児について学んだり、友達の場を提供します。また親としての自覚を促すための先輩パパママによる体験談や乳児とのふれあい等の体験学習を実施します。	両親教室初妊婦参加率	実施 52.4% (H25実績)	増加	健康増進課
妊娠中の喫煙防止対策	①喫煙が胎児の発育に影響を及ぼすことについて、正しい知識を普及するとともに、周囲の人の禁煙・分煙への配慮について啓発を行います。	妊婦喫煙率	実施 4.4% (H24) 栃木市健康増進計画	減少	健康増進課
	②妊娠中に喫煙していた母親の割合をアンケートを実施して把握します。				
妊娠中の飲酒防止対策	①飲酒が胎児の発育に影響を及ぼすことについて、正しい知識の普及啓発を行います。	妊婦飲酒率	H27 調査予定	減少	健康増進課
	②妊娠中に飲酒していた母親の割合をアンケートを実施して把握します。				
母性管理指導事項連絡カードの普及啓発	妊娠中又は出産後の女性労働者の職場における健康管理について、医師等から指導事項を伝達するためのカードの普及啓発を行います。	母性管理指導事項連絡カードの普及啓発	実施	実施	健康増進課

事業		市指標			担当課
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
就労妊婦への支援	妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮されたと思う就労妊婦の割合を把握します。	配慮されたと思う就労妊婦の割合	H27 調査予定	増加	健康増進課
妊産婦死亡統計	妊産婦 10 万人中の死亡数（妊産婦の定義：妊娠中および妊娠終了後満 42 日未満）	妊産婦死亡率	0 人 （H24 栃木県保健統計年報）	0 人	健康増進課

（2）乳幼児の健康の確保及び増進

■現状

- ◇乳幼児期は、心身の成長発達が著しく、生涯健康で生き生きと生活するための基礎を作る大切な時期であり、保護者等とのかかわりにおいて、愛着形成、情緒の安定、人への信頼関係を育んでいきます。
- ◇また、この時期は、食習慣や生活習慣を整えることが必要である一方、感染症をはじめとした病気や事故防止に特に注意が必要な時期でもあります。
- ◇近年の親子を取り巻く環境は、少子化及び核家族化の急激な進行、女性の社会進出、地域や家庭での子育て機能の低下等に伴い大きく変化しました。そのため、保護者の育児不安への支援や育てにくい子どもへの支援、精神面、家庭面の不安定さを抱えながら子育てしている家庭への支援、児童虐待防止等、多岐にわたりきめ細やかな対応が求められるようになっていきます。

■今後の方向性

- 乳幼児の各種健康診査、健康教室、子育て相談、母子保健推進員活動等の母子保健事業を通じて、親が責任とゆとりを持って子育てができ、子どもが健やかに育つことができるよう取り組みを進めます。必要に応じて、訪問指導等による個別の支援も行います。
- また、保健、医療、福祉、教育の分野間の連携を図りながら、相談体制の充実を推進します。

事業内容

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
未熟児養育医療	養育のため医療機関に入院する必要がある未熟児に対し、養育に必要な医療を給付します。	未熟児養育医療給付	実施 30 件 （H25 実績）	実施	健康増進課
低出生体重児の届出	母子保健法（第 18 条）に基づき、出生時の体重が 2,500g 未満の場合の届出です。	全出生児のうち低出生体重児の割合	実施 8% （H24 栃木県保健統計年報）	減少	健康増進課

第5章 今後5年間に展開する子ども・子育て支援の取り組み

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
未熟児訪問指導	低出生体重児や未熟児のいる家庭を訪問し、子どもの健やかな成長・発達の支援及び安心して子育てができるよう、必要な助言を行います。	未熟児訪問指導の実施	実施 85件 (H25実績)	実施	健康増進課
新生児・産婦訪問事業	①新生児期の子育ての悩みや不安及び母親の心身の不安に対して助言するために、助産師・保健師が訪問指導を実施します。	新生児・産婦訪問事業の実施	実施 184件 (H25実績)	実施	健康増進課
	②産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができたと感じる母親の割合をアンケートを実施して把握します。	産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができたと感じる母親の割合	H27 調査予定	増加	健康増進課
乳児の栄養方法	生後1か月時の栄養方法(母乳・人工乳・混合乳)の割合をアンケートを実施して把握します。	生後1か月の栄養方法の割合	H27 調査予定	実施	健康増進課
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	保健師、母子保健推進員が、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、育児の不安や悩みの相談、子育て支援の情報提供を行います。	乳児家庭全戸訪問事業実施率	実施 92.2% (H25実績)	100%	健康増進課
乳児先天性股関節脱臼検診	1歳未満の子どもを対象に、指定医療機関において実施します。	乳児先天性股関節脱臼検診受診率	実施 93.8% (H25年実績)	100%	健康増進課
乳幼児健康診査	乳幼児を対象に、身体計測・医師による診察、子育て相談を実施します。	乳幼児健康診査受診率	実施 4か月児：98.5% 9か月児：98.7% 1歳6か月児：98.6% 3歳児：97.5% (H25実績)	100%	健康増進課
歯科健診 1歳6か月児 2歳児 3歳児	子どもの健やかな成長を支えるため、歯科健診・むし歯予防活動を行います。	3歳児でむし歯のない児の割合	実施 79.1% (H25実績)	増加	健康増進課
むし歯予防対策	保護者が毎日仕上げ磨きをしている家庭の割合をアンケートを実施して把握します。	1歳6か月で仕上げ磨きをしている家庭の割合	H27 調査予定	増加	健康増進課

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
5歳児発達相談	5歳になる子どもを対象に3歳児健診までに発見されにくい軽度発達障がい・構音障がい・肥満等について相談を実施します。	5歳児発達相談参加率	実施 97.8% (H25実績)	増加	健康増進課
小児生活習慣病予防教室	生活習慣病予防の正しい知識や情報を取得し、妊娠中からの体重管理の重要性や、小児期からの生活習慣や食環境を整えていくことの必要性を理解できるよう教室を開催し啓発を図ります。	小児生活習慣病予防教室（キッズ健康教室）参加者数	実施 32人 (H25実績)	増加	健康増進課
子育て健康相談・教室	家庭で子育てをしている保護者の孤立化予防や育児不安の解消を図るため、保護者の居場所や親子のふれあい交流・親同士の情報交換の場を提供します。また、子どもの健やかな発育・発達支援を行うため、保健師や栄養士等による相談を行います。	参加者数	実施 すくすく教室 延559人 子育てサロン 延1,226人 (H25実績)	増加	健康増進課
食育の推進	乳幼児期からの健全な食習慣や食に関する体験活動、適切な知識の普及に取り組み、子どもの成長に合わせた切れ目のない食育を推進します。	4か月児健康診査における離乳食の講話、試食の実施	実施 1,061組 (H25実績)	実施	健康増進課
予防接種の推進	適切な時期に必要な予防接種が受けられるよう、啓発と未接種者の勧奨を行い、接種率の向上に努めます。	1歳6か月児健診時の予防接種率 ①四種混合（初回3回） ②麻しん・風しんI期	H27調査予定	増加	健康増進課
保護者の喫煙防止対策	①喫煙が乳幼児の発育に影響が及ぶことについて、正しい知識を普及するとともに、周囲の人の禁煙・分煙への配慮について啓発を行います。	親の喫煙率	H27調査予定	低下	健康増進課
	②喫煙している親の割合をアンケートを実施して把握します。				

(3) 小児医療の充実

■現状

- ◇少子化が急速に進む中、子どもの健やかな成長を支援するとともに、安心して子どもを生み、健やかに育てることのできる環境づくりのためには、小児医療体制の確立は欠くことのできないものです。
- ◇子どもは、急な体調の変化や突然のけがなど、救急の対応が必要な場合が多く起こります。これに対応するため、休日や夜間の救急医療の整備及び充実が必要になります。
- ◇関係機関との連携による小児救急医療体制の充実を図るとともに、緊急時の対処法やけがや病気の防止に関する啓発及び情報提供に努めてきましたが、今後も一層の充実が必要です。

■今後の方向性

- 安心して子どもを生み育てることができ、子どもの健やかな成長を支援するために、小児医療の充実が必要です。特に、子どもが急病の場合の初期医療を担う「かかりつけ医」機能の強化と、休日・夜間における小児救急医療の確立が期待されており、今後も小児医療の充実強化を図ります。
- また、関係機関との連携を密にし、小児救急医療事業の円滑な運営と強化を図ります。
- さらに、救急医療が適切に利用されるよう、かかりつけ医の必要性等、周知・啓発を行います。

事業内容

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
初期救急・二次救急の充実強化	休日及び夜間の通常では医療機関にかかりにくい時間帯に、急な病気や怪我でも安心して受けられる救急医療体制を継続的に確保します。	初期救急及び小児二次救急患者数	実施 ・栃木地区急患センター 小児患者：2,513人 ・小児救急医療（とちの木病院）648人 ・小児二次救急医療（獨協医科大学病院）4,287人 （H25実績）	実施	健康増進課
小児救急電話の普及	小児救急電話相談（#8000）を知っている親の割合をアンケートを実施して把握します。	小児救急電話相談を知っている親の割合	H27 調査予定	増加	健康増進課
かかりつけ医の普及定着	①子どものかかりつけ医を持つ親の割合をアンケートを実施して把握します。	子どものかかりつけ医を持つ親の割合	H27 調査予定	増加	健康増進課
	②子どものかかりつけ歯科医を持つ親の割合をアンケートを実施して把握します。	子どものかかりつけ歯科医を持つ親の割合	H27 調査予定	増加	健康増進課

(4) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

※育てにくさとは：子育てに関わる者が感じる育児上の困難感で、その背景として、子どもの要因、親の要因、親子関係に関する要因、支援状況を含めた環境に関する要因など多面的な要素を含む。育てにくさの概念は広く、一部には発達障がい等が要因となっている場合がある。[健やか親子21（第2次）より]

■現状

◇子育てをする親を取り巻く環境は、少子化及び核家族化急激な進行、女性の社会進出、地域や家庭での子育て機能の低下に伴い大きく変化しています。また、複雑な家庭環境で育つ子や発達に障がいのある子が増加傾向にあります。

■今後の方向性

- 育児に困難を感じる親が増えていると思われることから、乳幼児健康診査や各種教室相談事業において、親子が発信する様々な育てにくさのサインを受け止め、子育てに寄り添う支援を実施します。
- また、専門的な支援が必要な子を早期に発見し関係機関につなげ、発達の特徴に応じた適切なアドバイスを行い、育児困難感の軽減に努めていきます。

事業内容

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
乳幼児健康診査アンケート	①ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある親の割合を把握します。	①ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある親の割合	実施 対象 母親 4か月児：92.7% 1歳6か月児：84.9% 3歳児：79.0% (H25実績)	増加	健康増進課
	②子どもに対して育てにくさを感じている親の割合を把握します。	②子どもに対して育てにくさを感じている親の割合	平成27調査予定	減少	
	③育てにくさを感じた時に相談先を知っているなど、何らかの解決方法を知っている親の割合を把握します。	育てにくさを感じた時に相談先を知っているなど、何らかの解決方法を知っている親の割合	平成27調査予定	増加	
	④保護者が正常な発達を理解しているかを把握します。	生後半年から1歳頃までの多くの子どもは、「親の後追いをする」という知識を持っている親の割合	平成27調査予定	増加	

第5章 今後5年間に展開する子ども・子育て支援の取り組み

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
乳幼児健康診査アンケート	④保護者が正常な発達を理解しているかを把握します。	1歳半から2歳頃までの多くの子どもは、「何かに興味を持った時に、指差して伝えようとする」という知識を持っている親の割合	平成27 調査予定	増加	健康増進課
		3歳から4歳頃までの多くの子どもは、「他の子どもから誘われれば遊びに加わろうとする」という知識を持っている親の割合	平成27 調査予定	増加	
1歳6か月児・3歳児健康診査における心理相談	1歳6か月児・3歳児健康診査において心理士が育児相談に応じます。	育てにくさを感じる親への心理相談の実施	実施	実施	健康増進課
健診事後教室	幼児健康診査等で精神・言語発達面の遅れがあり要観察になった幼児や、子育てに不安があり継続支援が必要な親子を対象に、集団遊びや親子同士の交流、個別相談を通して、よりよい親子関係を築き児の健全な心身の発達が図れるよう支援をします。	健診事後教室の実施	実施 【3歳未満児】 2会場で35回実施 【3歳～就学前】 2会場で23回実施 (H25実績)	実施	健康増進課
のびのび相談	児の健全な発達を促す支援と保護者への育児支援を目的に、心理士と保健師が個別相談を実施します。	のびのび相談の実施	実施 4会場で 21回 (H25実績)	実施	健康増進課
乳幼児発達相談	乳幼児健康診査や相談・訪問等において、成長発達の遅れが認められた児を対象に、医師による診察や専門家による発達検査を行い、育児相談や早期療育につなぐ支援を実施します。	乳幼児発達相談の実施	実施 2会場で20回 (H25実績)	実施	健康増進課

(5) 妊娠期からの児童虐待防止策

■現状

◇家庭環境の変化にともない、子どもの虐待通告数は年々増加しています。

■今後の方向性

- 児童虐待は、保護者の養育力や心身の健康状態、経済状況、就労状況、夫婦関係、子どもの特徴など様々な問題が絡み合っていることが多いため、関係機関が情報を共有し共通理解のもと支援を進めます。
- また、健康診査や母子保健活動等を通じて、支援が必要でありながら自ら積極的に支援を求めることが困難な家庭を早期に把握し、未然防止を図ります。

事業内容

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
特定妊婦の把握	妊娠届出時にアンケートと保健師による面接を実施。妊婦の身体的、精神的、社会的状況についてアセスメントし、妊娠期から必要な支援を行えるよう、特定妊婦の把握に努めます。	特定妊婦の把握	実施 11.1% (H25実績)	実施	健康増進課
妊婦訪問	母子保健推進員が妊娠5か月頃に訪問し、妊婦の状況について把握するとともに、安心して出産できるよう相談に応じます。	妊婦訪問率	実施 75.8% (H25実績)	100%	健康増進課
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	保健師、母子保健推進員が、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、育児の不安や悩みの相談、子育て支援の情報提供を行います。	乳児家庭全戸訪問事業実施率	実施 92.2% (H25実績)	100%	健康増進課
乳幼児健診未受診者対策	乳幼児健診の未受診者に対し、電話や訪問等で受診勧奨をするとともに、未受診の理由や家庭の状況を把握し、必要時支援につなげます。	乳幼児健診未受診率	実施 4か月児：1.5% 9か月児：1.3% 1歳6か月児：1.4% 3歳児：2.5% (H25実績)	0%	健康増進課
乳幼児健診アンケート	子どもを虐待していると思うことがある親の割合を把握します。	子どもを虐待していると思うことがある親の割合	実施 3~4か月児： 母8.7% 父2.7% 1歳6か月児： 母16.3% 父4.5% 3歳児： 母25.6% 父8.8%	減少	健康増進課
養育支援員との連携	児童虐待の早期発見・未然防止のため、積極的に養育支援員と連携を図り家庭訪問等を実施します。	養育支援員が支援した件数 (実数)	実施 29件 (H25実績)	実施	健康増進課 子育て支援課

2. 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

(1) 学童期・思春期の心身の健康づくり

■現状

◇学童・思春期は、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、体や心の健康問題が、生涯の健康に大きな影響を及ぼすといわれています。現在、喫煙・飲酒・薬物乱用、過剰なダイエットや肥満等の健康問題、いじめ・不登校等の心の問題等、心身の問題は多様化、深刻化しています。

■今後の方向性

●心の健康や命の大切さについて普及啓発活動、また、喫煙・薬物の害に関することや生活習慣病予防のための健康教育を実施する他、学校の授業等でも関係機関との連携を図り、心身の健康づくりに取り組みます。

事業内容

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
生活習慣病予防教室	生活習慣病予防についての健康教室を開催し、また、学校の授業で取り組みます。	①児童・生徒における痩身傾向児の割合【16歳女子】	0.9%〈栃木県〉 (H25 学校保健統計調査)	減少	健康増進課 保健給食課
		②児童・生徒における肥満傾向児の割合【10歳男女】	12.8%〈栃木県〉 (H25 学校保健統計調査)	減少	
		③むし歯の者の割合【小学生】	60.4%〈栃木県〉 (H25 学校保健統計調査)	減少	
喫煙・薬物教室	喫煙・薬物防止に関する健康教室を開催し、また、学校の授業で取り組みます。	未成年者で喫煙習慣のある者の割合	男性 4.1% 女性 2.3% 〈栃木県〉 (H21 県民健康・栄養調査)	減少	健康増進課 保健給食課
むし歯ゼロ巡回指導	学齢期は口腔機能が発達する時期であり、発達段階に応じた歯や口の健康づくりを進めるため、歯科医・歯科衛生士による講話及び歯垢の染出しを行い、予防への意識づけを支援します。	巡回指導の実施	実施 対象：小学1年生 1,263人 (H26実績)	実施 対象： 小学1年生	保健給食課

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
結核健診	結核の早期発見・早期治療の機会を確保し、地域と連携のうえ結核健診を行います。	健診受診率	実施 対象：教職員全員 1,110人 (受診率93.9%) 小中学生全員 12,593人 (受診率99.8%) (H26実績)	実施 対象： 教職員 小中学生	保健給食課
腎臓検診	腎臓病を早期に発見し、適切な治療と管理を受け、できる限り充実した学校生活を送れるように、腎臓検診を行います。	検診受診率	実施 対象：小中学生全員 小 8,202人 中 4,391人 計 12,593人 (受診率99.8%) (H26実績)	実施 対象： 小中学生	保健給食課
心臓検診	心疾患を早期に発見し、適切な指導や治療によって学校生活だけでなく、生涯をできる限り健康な生活を送れるように、心臓検診を行います。	検診受診率	実施 対象：小学1・4年生 2,663人 中学1年生 1,467人 (受診率100%) (H26実績)	実施 対象： 小学1・4年生 中学1年生	保健給食課
食に関する指導	児童生徒への食に関する指導の充実を図り、豊かな心及び健やかな体の育成を目指します。	児童生徒に対する食に関する指導の回数	実施 対象：小中学校 44校 3,300回 (H25実績)	実施 対象： 小中学校 44校	保健給食課
食物アレルギー対応	学校、保護者が一体となって、対象児童生徒はもちろん、学校給食に関わる全員が心身ともに健康で安全な学校生活を送り、生涯にわたり健康な生活を営めるようにします。	学校生活管理指導表の提出	実施 対象： 食物アレルギー対応をしている児童生徒 129人 100% (H26実績)	実施 対象： 食物アレルギー対応をしている児童生徒	保健給食課
こころの健康づくり対策	10代の自殺を予防するため、うつや自殺予防に関する正しい知識の普及啓発と相談機関の周知を図ります。	自殺予防該当キャンペーンの実施	実施 3回 (H25実績)	実施	健康増進課

(2) 思春期における正しい性知識の普及

■現状

◇人工妊娠中絶や性感染症が10代に広がっている等、性に関する問題が深刻化しています。

■今後の方向性

- これらの問題に適切に対処できるよう、思春期講演会を実施する他、学校での思春期の授業等においても、命の尊さをという観点から、また身体発育や性機能の発達、人工妊娠中絶による心身への影響や避妊方法、性感染症予防に関する正しい知識の普及といった観点からの啓発活動を実施します。

事業内容

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
性(生)教育	関係機関が連携し、小・中学生及び保護者を対象に性(生)や性感染症等に関する講演会及び授業を開催します。	①思春期講演会・授業の実施	実施	実施	健康増進課 保健給食課
		②人工妊娠中絶率(20歳未満)	6.5%〈栃木県〉 (H23 衛生行政報告例)	減少	



3. 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

(1) 子どもの成長を支える地域支援

■現状

◇子どもの健やかな成長のためには、子育て世代の親を孤立させないように支えていける地域づくりが大切です。

◇しかし、近年では核家族世帯が年々増加し、市街地域では賃貸集合住宅が増える等、家庭や地域の繋がりの希薄化が目立ちます。身近な相談相手や協力者の存在がなく、子育て世代の親が孤立しやすい環境となっており、育児不安や負担感を抱える親も少なくありません。安心して子育てができるような地域づくりへの支援が必要となっています。

■今後の方向性

●地域で親同士の交流ができる機会や相談体制の充実、さらには子育て情報がきちんと届く情報提供体制の充実に努めます。

事業内容

事業名	事業内容	市指標			担当課名
		考え方	現状値	目標値	
乳幼児健診アンケート	①父親が育児をしている割合を把握します。	父親が育児をしている割合	H27 調査予定	増加	健康増進課
	②この地域で子育てをしたいと思う親の割合を把握します。	栃木市で子育てをしたいと思う親の割合	H27 調査予定	増加	健康増進課
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	保健師、母子保健推進員が、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、育児の不安や悩みの相談、子育て支援の情報提供を行います。行政と地域のパイプ役である母子保健推進員が訪問をすることで、地域での子育て支援の強化を行います。	乳児家庭全戸訪問事業実施率	実施 92.2% (H25実績)	100%	健康増進課
子育て健康相談・教室	保健師や栄養士等による健康相談や健康教室を開催します。親子の孤立化予防のため、親同士の情報交換の場を提供し、地域での仲間づくりを推進します。	①子育てサロン利用者数	実施 延べ数 848人 (H25実績)	増加	健康増進課
		②すくすく教室参加者数	実施 延べ数 452人 (H25実績)	増加	
ふれあいのつどい	母子保健推進員による自主活動として、各地区ごとに「ふれあいのつどい」を開催します。(地区によっては民生委員や児童委員と協力し開催をしています。) 同じ地区に住む親同士の情報交換の場を提供し、仲間づくりを推進します。	ふれあいのつどい参加者数	実施 開催回数 24回 参加者延べ数 157人 (H25実績)	増加	健康増進課

第5章 今後5年間に展開する子ども・子育て支援の取り組み

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
母子保健推進活動	母子保健推進員による母子保健活動を行い、親の育児不安の軽減、子どもの健やかな成長を図ります。研修会等を開催し母子保健推進員としてのスキルアップも行います。	全体研修会参加者数	実施 全体研修会年1回 参加者数41人 (H25実績)	増加	健康増進課
食生活改善推進活動	食を通じた健康づくりの活動として、おやこの食育教室を開催します。	おやこの食育教室 参加者数	実施 開催回数5回 参加者延べ数 103人 (H25実績)	増加	健康増進課
ベビーバスの貸し出し	子育てしやすい環境整備のため、生後1か月以内の赤ちゃんがいる家庭に無料でベビーバスの貸し出しを行います。	ベビーバス 貸し出し	実施 77件 (H25実績)	実施	健康増進課
母子栄養食品支給事業	子育てをする環境を整えるための経済的な支援として、生活保護世帯または市民税非課税世帯に属し、医師による健康診査の結果栄養強化を行うことが必要と認められた妊産婦および乳児に、牛乳または粉ミルクの支給を行います。	栄養食品の支給	実施 2件 (H25実績)	実施	健康増進課



(2) 子どもの事故防止対策

■現状

◇乳幼児の事故は、窒息・誤えん・溺水・交通事故等が多く、これらの大部分は、保護者が子どもの発達段階に応じた事故について知り、的確な事故防止の対応をすることで予防することができます。

■今後の方向性

●子どもの生命を守り、健やかな成長を育むため、事故防止策や事故発生時の適切な対応策の普及啓発の強化に努めます。

事業内容

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
事故防止に関する冊子・パンフレットの配布	こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児健診時に事故防止に関する冊子やパンフレットの配布を行い、子どもの事故予防を図ります。	①こんにちは赤ちゃん訪問時の救急ガイドブックの配布。 ②乳幼児健診事故防止パンフレットの配布。	実施 全数配布 (H25実績)	全数配布	健康増進課
事故防止対策	浴室のドアに、子どもが一人で開けることができないような工夫がされている家庭の割合をアンケートを実施して把握します。	1歳6か月児健康診査時に家庭で浴室のドアに、子どもが一人で開けることができないような工夫がされている家庭の割合	H27調査予定	増加	健康増進課



**基本施策
4**

援護を必要とする子どもや家庭への支援

子どもたちが生まれ育つ家庭や環境の多様化により、特に支援が必要な子育て家庭へのサービスの充実が求められています。子どもの発達段階に応じた施策、養育機能の弱い家庭への相談・支援体制の充実を進めることにより、安心して子どもが生まれ育てられる家庭環境づくりを図ります。

本市では、こどもサポートセンターを設置し、発達の遅れや心の成長に課題を持つ子どもたちに対し、専門的アセスメントのもと、「医療」「保健」「福祉」「教育」等関係機関との連携を図りながら、保育園・幼稚園、小中学校、高校と続くライフステージに応じた継続的な相談・支援を行っており、更なる連携強化に努めていきます。

(1) 児童虐待防止対策の充実

■現状

- ◇子どもの命が奪われるなど重大な児童虐待が後を絶ちません。
- ◇児童虐待に対する社会的関心は高まっています。
- ◇児童虐待相談・通告件数は増加傾向であり、家庭相談員が関わる支援件数も同様に増加しています。
- ◇育児の方法や子どもとの接し方が分からないと悩んでいる方が多くなっています。

■今後の方向性

- 虐待の発生予防から早期発見・早期対応、さらには虐待を受けた子どもの保護・自立までの切れ目のない総合的な支援体制を確立していきます。
- 地域の見守りによる発生予防や早期発見についても積極的に働きかけていきます。
- 養育支援の必要な子ども、保護者、妊産婦についても、各機関の機能に応じた役割分担を行い、連携して積極的に支援します。

事業内容

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
栃木市要保護児童対策地域協議会	多くの機関が情報を共有し共通理解を図りながら、担当者の連携を強化し、要保護児童の支援方針を決定します。	栃木市要保護児童対策地域協議会の実施	実施 代表者会議 1回 実務者会議 2回 個別ケース検討会議 9回 (H25実績)	実施	子育て支援課

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
こどもサポートセンターの活用	発達の遅れや心の成長に課題をもつ児童への専門的支援を行うために、社会福祉課に設置されたこどもサポートセンターを活用し、被虐待児ケースに関する共通認識・支援方針の統一・経過の検証を行い、支援体制の強化を図ります。	こどもサポートセンターの設置・活用	実施 支援協力者ケース会議 年9回開催 検討会20件 (H25実績)	実施 児童支援連携会議 月1回	子育て支援課
家庭児童相談室	家庭児童相談室において、家庭相談員が、子ども(0歳~17歳)とその家族のいろいろな悩みについての相談を受け、児童虐待の早期発見、未然防止を図ります。	家庭児童相談の実施	実施 家庭相談員3名 相談延件数 4,934件 (H25実績)	実施 家庭相談員3名	子育て支援課
養育支援家庭訪問事業	児童虐待の早期発見・未然防止を図るため、養育支援員が要支援家庭に対する家庭訪問・家事援助・相談・指導を実施します。	養育支援家庭訪問の実施	実施 養育支援員2名 支援延件数 653件 (H25実績)	実施 養育支援員2名	子育て支援課
乳児家庭全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん事業)	子育ての孤立化を防ぐために、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問して不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。	乳児家庭全戸訪問事業実施率	実施 92.2 % (H25実績)	実施 訪問数100%	健康増進課

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

■現状

- ◇近年、離婚の増加等により母子家庭や父子家庭等のひとり親家庭等が増加傾向にあります。特に母子家庭については、子育てをする上で経済的に不安定な状態であり、身近に相談相手がないなど、家庭生活においても多くの問題を抱えている場合があります。
- ◇本市では、現在、ひとり親家庭等の子どもの健全な育成を図るため、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置いた、経済的支援を中心に行っていますが、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、相談体制の確立を含めた総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。

■今後の方向性

- 親子の暮らしの安定のため、経済的支援を進めます。
- 自立に向けた支援や相談体制の充実を図ります。

事業内容

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
ひとり親家庭等に対する相談事業	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等への訪問等を通して、個々の家庭の状況に応じた必要な情報の提供や各種制度・施策の紹介・活用、相談を実施します。	ひとり親家庭等に対する相談の実施	実施 母子自立支援員 2名 相談延件数 1,222件 (H25実績)	実施 母子・父子 自立支援員 2名	子育て支援課
日常生活支援事業	冠婚葬祭等の社会的事由・疾病等により、一時的に介護・保育等のサービスが必要なひとり親家庭等に、家庭生活支援員を派遣します。	家庭生活支援員派遣の実施	実施 家庭生活支援員 46名 派遣件数 26件 (H25実績)	実施 家庭生活支援員 50名	子育て支援課
公営住宅への優先入居	ひとり親家庭の安定した生活基盤を確保し、生活の自立を支援するため、市営住宅への優先入居を実施します。	優先入居の実施	実施 4件 対象 配偶者のいない20歳未満の子どもを扶養している方 (H25実績)	実施 対象 配偶者のいない 20歳未満の子 どもを扶養して いる方	住宅課
母子・父子自立支援プログラムの策定	母子、父子家庭の自立した生活のための母子・父子自立支援プログラムを策定し、就労相談を実施します。	母子・父子自立支援プログラムの策定及び就労相談の実施	実施 H25実績なし	実施	子育て支援課
母子・父子家庭教育訓練給付金の支給	雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない母子家庭の母又は父子家庭の父が、指定教育講座を受講し修了した場合に、経費の一部を支給します。	母子・父子家庭教育訓練給付金の支給の実施	実施 1件 (H25実績)	実施	子育て支援課
母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給	母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関等で修業する場合に、修業期間の生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にするため、給付金を支給します。	母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給の実施	実施 7件 8,184千円 (H25実績)	実施	子育て支援課
母子・父子寡婦福祉資金の貸付申請の受理等	経済的な自立や児童の修学などで資金が必要となったときに、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく福祉資金の貸付の申請の受理等を行います。	母子・父子寡婦福祉資金の貸付の申請の受理等の実施	実施 33件 22,545千円 (H25実績)	実施	子育て支援課

(3) 障がい児への支援

■現状

- ◇すべての子育て家庭が、穏やかで安定した暮らしの中で子育てしていくことが可能となるよう社会的な支援体制を充実する必要があります。
- ◇本市では「栃木市障がい者福祉計画」に基づき、乳幼児健康診査と保健指導などでの障がいの早期発見、早期療育支援に努めるとともに、小中学校における特別支援教育を推進するため、特別支援教育支援員を配置しサポートを行うなど、障がい児施策を展開しています。
- ◇障がいや発達に特別な支援が必要な子どもが、身近な地域で安心した生活を送るためには、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制が必要となります。

■今後の方向性

- 社会参加と自立を促進するため、発達段階や障がいの程度に応じた療育・教育環境を確保します。
- 関係機関との連携により早期発見、早期療育に取り組みます。
- 障がい児を持つ保護者や家庭の負担の軽減を図ります。
- 学校や関係機関が連携を取りながら、相談体制やケアマネジメントによるサービス提供や情報提供の充実を図ります。

事業内容

①障がい児施策の充実

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
障がい児の補装具交付	障がい児の失われた身体機能を補うため、補聴器・義足・車椅子等の補装具を交付します。	障がい児の補装具交付の実施	実施 47件 (H25実績)	実施	障がい福祉課
障がい児の日常生活用具給付	在宅の重度の障がい児に、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付します。	重度の障がい児の日常生活用具給付の実施	実施 202件 (H25実績)	実施	障がい福祉課
障がい児通所支援 ①児童発達支援 ②医療型児童発達支援 ③放課後等デイサービス	障がい児に対し、通園による日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応訓練を実施します。	障がい児通所支援の実施	実施 ① 115人 ② 1人 ③ 110人 (H25実績)	実施	障がい福祉課
障がい福祉サービス ①短期入所 ②日中一時支援	保護者の疾病等の理由により、家庭において障がい児を一時的に介護できないとき、入所施設及び通所施設で一時的に預かる事業を実施します。	障がい福祉サービスの実施	実施 ① 33人 ② 113人 (H25実績)	実施	障がい福祉課

②障がい児支援体制のサポート

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
栃木市障がい者福祉計画	障がいのある人のライフステージに応じた適切な支援を一貫して継続的に提供し、すべての人がいきいきと地域で生活できる社会の実現を目的として策定します。	子ども・子育て支援事業計画と調和が保たれたものとして策定する	H30.3月策定	実施	障がい福祉課
児童支援連携会議	関係機関が協力して支援を行うために、こどもサポートセンターが中心となり、共通理解を図り、支援方針や対応等を検討する、児童支援連携会議を開催します。	児童支援連携会議の開催	実施 月1回 年9回開催 検討ケース20件 (H25実績)	実施 月1回	子育て支援課
専門相談事業	医師、臨床心理士等による相談を実施し、発達や心の問題について専門的なアセスメントを行い、家族や教育・支援機関が子どもに対して適切な関わりや支援を継続できるよう、こどもサポートセンターにおいてサポートしていきます。	相談の実施	実施 面接相談件数 255件	実施	子育て支援課
園・学校巡回相談	こどもサポートセンターにおいて、発達や心の問題に関する相談を受け、保育園、幼稚園、小・中学校等への巡回を実施し、医師や臨床心理士等の専門的評価に基づく助言と必要に応じた支援を行います。	相談の実施	実施 239回 (H25実績)	実施	子育て支援課
発達相談等への専門職員の派遣	発達障がい等を早期に発見して療育の場につなげるため、乳幼児・5歳児発達相談等へ、こどもサポートセンターの職員を派遣します。	発達相談等への専門職員の派遣の実施	実施 派遣回数57回 (H25実績)	実施	子育て支援課
啓発活動・研修事業	こどもサポートセンターにおいて、子どもの支援に関する情報提供や各種啓発活動を行います。また、支援者や保護者のための各種研修事業を行います。	啓発活動・研修事業の実施	実施 ・アートセミナー 参加者 112人 ・講演会講師派遣 23回 ・支援者研修 6回 ・保護者研修 8回 (H25実績)	実施	子育て支援課
学校支援員派遣事業	各小中学校に、学校支援員を配置し、個別な支援を必要とする児童生徒を支援します。	学校支援員派遣事業の実施	実施 支援員数 59名 (H26実績)	実施	学校教育課

(4) 各種相談機関の機能の充実

■現状

- ◇核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、子育てが孤立化し、負担感が増しています。
- ◇少子化の進行により、子ども同士はもちろんのこと、子育て世代の交流の機会が少なくなっています。
- ◇地域で気軽に相談できるような支援体制の充実が必要です。
- ◇対面式の面接を望む意見が多いことから、個々のケースに適した個別相談・訪問相談ができる体制づくりが必要です。

■今後の方向性

- 家庭児童相談員室による専門的な相談に加え、身近な場所で子どもと一緒に遊んだり、気軽に子育てに関する話ができたりする、保護者が「ほっ」とできる場を提供します。
- 地域で、子育てに対する不安の軽減やストレスの解消につながるような、保護者のリフレッシュを目的とした事業を実施し、精神的な疾病になることを予防します。

事業内容

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
子育て健康相談	子育てについて相談・助言を行い、育児不安の軽減を図り、前向きに育児ができるようにするため、保健師や栄養士等による個別相談を実施します。	相談の実施	実施 6,932人 (H25実績)	実施	健康増進課
家庭児童相談室	家庭相談員が、子ども(0歳~17歳)とその家族のいろいろな悩みについて相談を実施します。	家庭児童相談の実施	実施 家庭相談員3名 相談延件数 4,934件 (H25実績)	実施 家庭相談員3名	子育て支援課
婦人相談 (ドメスティック・ バイオレンス相談)	婦人相談員が、日常生活上の問題や離婚、配偶者からの暴力、就労など、女性の様々な悩み事についての相談を実施します。	婦人相談の実施	実施 婦人相談員 2名	実施 婦人相談員 2名	子育て支援課

第5章 今後5年間に展開する子ども・子育て支援の取り組み

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
心・育ちの相談室	こどもサポートセンターにおいて、子どもの発達や心の問題に関する保護者の相談を受け、専門的評価に基づく助言と必要に応じた支援や関係機関の紹介を行います。また、必要に応じた各種検査を実施し保護者に報告します。	相談の実施	実施	実施	子育て支援課
ひとり親家庭等相談	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等が抱えている悩みや就労の相談・支援・情報提供を実施します。	ひとり親家庭等相談の実施	実施 母子自立支援員 2名 支援延件数 1,222件 (H25実績)	実施 母子・父子 自立支援員 2名	子育て支援課
青少年相談	青少年及びその家族に対し、非行問題・いじめ・不登校などについて相談を実施します。	相談の実施	実施 青少年相談員 2名	実施 青少年相談員 2名	生涯学習課
家庭教育相談	小・中・高校生を抱える家族の悩みの相談を実施します。	相談の実施	実施 相談対応職員 2名	実施 相談対応職員 2名	生涯学習課



(5) 経済的支援対策の充実

■現状

- ◇妊娠・出産から、日々の子どもの成長を見守ることで子どもを持つこの上ない喜びを感じている反面、保護者はその子どもたちが社会人として自立するまでの経済的負担に対する不安が大きくなっています。
- ◇本市では、児童手当の支給をはじめ、保育園における保育料の軽減、幼稚園就園や小中学校就学にあたっての援助、医療費の一部助成などを実施しています。
- ◇今後も、厳しい財政状況の中において、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向けた経済的支援を、いかに効果的に実施できるかが課題です。

■今後の方向性

- 少子化への対応や健全な児童の育成のため、適正な経済的支援に努めます。

事業内容

①経済的支援

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
児童手当の支給	中学校卒業までの子どもを養育している保護者等に対して、児童手当を支給します。	児童手当の支給	実施 受給者 10,681人 支給額 2,271,131千円 (H25実績)	実施	子育て支援課
赤ちゃん誕生祝金	第2子以降のお子さんが誕生した家庭に、赤ちゃん誕生祝金を支給します。	祝金の支給	実施 515件 6,590千円 (H25実績)	実施	子育て支援課

②ひとり親家庭への経済的支援

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
児童扶養手当の支給	父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している家庭等の生活の安定と自立促進のため、保護者に対して手当を支給します。	児童扶養手当の支給	実施 受給者 1,085人 支給額 460,075千円 (H25実績)	実施	子育て支援課
遺児手当の支給	父母の一方又は両方が死亡した義務教育終了前の子どもの健全育成のため、遺児手当を支給します。	遺児手当の支給	実施 受給者 54人 支給額 2,469千円 (H25実績)	実施	子育て支援課

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭及び父母のいない子どもに、医療費の自己負担分を助成します。	ひとり親家庭医療費助成の実施	実施 対象者 2,177人 支給額 43,491千円 (H25実績)	実施	保険医療課
就学支援 (母子父子寡婦福祉資金の貸付の申請の受理等)	ひとり親家庭等を対象に、子どもの教育に関する資金貸付の申請の受理等を行います。	母子父子寡婦福祉資金貸付の申請の受理等の実施	実施 30件 21,618千円 (H25実績)	実施	子育て支援課

③保育料・教育費への経済的支援

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
保育料負担の軽減	同時に2人以上の子どもが保育園に在籍している場合に、2人目の子どもに対して、市が定める基準の保育料の一部を負担します。	保育料一部負担の実施	実施 延 3,287人 補助額 42,104千円 (H25実績)	実施	保育課
保育料の免除	経済的理由により保育料負担が困難な世帯の保育料を免除します。	保育料免除の実施	実施 20人 (H25実績)	実施	保育課
第3子以降保育料免除事業	子どもを3人以上養育する保護者に対し、第3子以降の子どもの保育料を無料化します。	第3子以降保育料免除の実施	実施 157人 免除額 36,686千円 (H25実績)	実施	保育課
幼稚園就園奨励費補助	幼稚園に通園している子どもがいる世帯に対し、保護者の所得に応じて保育料の一部を補助します。	幼稚園就園奨励費補助の実施	実施 延 2,090人 補助額 235,984千円 (H25実績)	実施	保育課
幼稚園第3子以降支援特別補助	子どもを3人以上養育する保護者に対し、保護者の所得に応じて、第3子以降の幼稚園に通園している子どもの保育料を補助します。	幼稚園第3子以降支援特別補助の実施	実施 277人 補助額 41,303千円 (H25実績)	実施	保育課
幼稚園就園奨励費国庫非該当世帯特別補助	幼稚園就園奨励費補助の対象外となる所得階層の世帯に対し、保育料の一部を補助します。	幼稚園就園奨励費国庫非該当世帯特別補助の実施	実施 252人 補助額 1,512千円 (H25実績)	実施	保育課

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
就学援助事業	経済的理由により就学困難な小中学校の児童生徒に、学用品費、学校給食費、医療費等の費用を援助します。	就学援助の実施	実施 546人 補助額 38,284千円 (H25実績)	実施	教育総務課
遠距離通学児童生徒通学費補助事業	保護者の経済的な負担軽減を図ります。	遠距離通学児童生徒通学費補助の実施	実施 32人 補助額 275千円 (H25実績)	実施	教育総務課
奨学金制度	経済的理由により就学困難な方に、高等学校・専修学校高等課程・専門課程・短期大学・大学への修学に係る奨学金を貸付します。	奨学金制度の実施	実施 32人 貸付金額 71,165千円 (H25実績)	実施 給付型奨学金制度の創設	教育総務課
入学資金融資	私立高等学校・私立短期大学・私立大学に入学する際の、入学資金融資をあっせんします。	入学資金融資の実施	実施 0人 融資決定額0円 (H25実績)	実施	教育総務課

④障がい児への経済的支援

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
タクシー利用券交付	障がい児のタクシー利用の際の費用を一部助成します。	タクシー利用券交付の実施	実施 9人 (H25実績)	実施	障がい福祉課
特別児童扶養手当の支給	精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している方へ手当を支給します。(県で支給)	特別児童扶養手当支給の実施	実施 202人 (H25実績)	実施	障がい福祉課
障がい児福祉手当の支給	常時介護を必要とする在宅の重度障がい児へ手当を支給します。	障がい児福祉手当支給の実施	実施 61人 支給額 10,302千円 (H25実績)	実施	障がい福祉課
重度障がい児支援手当の支給	心身に重度の障がいのある20歳未満の児童を扶養している保護者へ手当を支給します。	重度障がい児支援手当支給の実施	実施 121人 支給額 3,972千円 (H25実績)	実施	障がい福祉課
特定疾患者介護手当の支給	原因不明や治療方法の確立していない難病にかかっている方又はその介護者へ手当を支給します。	特定疾患者介護手当支給の実施	実施 122人 (20歳未満) (H25実績)	実施	障がい福祉課

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
重度心身障がい者医療費助成	重度心身障がい者の方が医療保険により受診した場合の医療費の自己負担分を助成します。	重度心身障がい者医療費助成の実施	実施 対象者 3,073人 支給額 246,824千円 (障がい者全体の実績) (H25実績)	実施	保険医療課
特別支援教育就学奨励費補助事業	市立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じて、必要な学用品費等の費用を補助します。	特別支援教育就学奨励費補助の実施	実施 150人 補助額 4,456千円 (H25実績)	実施	教育総務課

⑤医療費への経済的支援

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
妊産婦医療費助成	妊産婦の医療費の自己負担分を助成します。	妊産婦医療費助成の実施	実施 対象者1,822人 支給額39,180千円 (H25実績)	実施	保険医療課
不妊治療費助成事業	不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用外治療費の一部を助成します。	不妊治療費助成の実施	実施 助成件数 102件 (H25実績)	実施	保険医療課
不育症治療費助成事業	不育症治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用外治療費の一部を助成します。	不育症治療費助成の実施	実施 助成件数 1件 (H25実績)	実施	保険医療課
こども医療費助成	子どもの医療費の自己負担分を助成します。	こども医療費助成の実施	実施 対象者 20,575人 支給額 528,129千円 (H25実績)	実施	保険医療課
出産育児一時金	栃木市国民健康保険の被保険者の方が出産したときに、出産育児一時金を支給します。	出産育児一時金の支給	実施 支給件数 147件 支給額 61,967千円 (H25実績)	実施	保険医療課

⑥その他経済的負担軽減

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
ベビーバスの貸出	生後1か月以内の新生児がいる方にベビーバスを貸出します。	ベビーバスの貸し出し	実施 77件 (H25実績)	実施	健康増進課

基本施策
5

仕事と生活の両立の推進

出産や子育てを機に仕事を断念する女性は、依然として多くなっています。仕事と子育てを両立させるためには、事業主による労働環境の改善とともに、労働者、特に男性自身が働き方に対する考え方を改め、家事や育児に積極的に取り組むことが必要です。

男性を含めたすべての人が、仕事と家庭生活のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう、事業者や労働者を対象に、職場意識や男女の役割分担意識の改善を図る広報や情報提供を進めていきます。

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

■現状

◇近年の核家族化の進行に伴い、共働き世帯の増加や生活様式の多様化などにより、保育サービスの需要は増加してきました。

◇就業形態も多様化し、サービス業などの就業比率が高まったことにより、延長保育などの対応が必要となり、さらに、母親が急な用事の場合に子どもを預けるだけでなく、母親の育児負担を軽減するためにも、一時預かり保育などの特別保育サービスは欠かせないものとなってきました。

■今後の方向性

- 保護者の就労形態の多様化や、疾病、育児疲れの解消等の理由による多様な保育需要の高まりに対応するため、多様で良質な保育サービスの充実を図ります。
- 男女ともにワーク・ライフ・バランスの取れた環境整備を実現するため、男女雇用機会均等法、育児休業法等の普及を図るとともに、事業所に対する意識啓発に努めます。

事業内容

①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
「カエル！ジャパン」キャンペーンの推進	社会全体で仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に取り組むため、国民運動「カエル！ジャパン」キャンペーンの広報・啓発を実施します。	キャンペーンの啓発活動	実施	実施	商工振興課 人権・男女共同参画課
働き方の見直し等の広報・啓発	労働者、事業主、地域住民等の意識を変えるため、男女共同参画広報紙の発行等により、働き方の見直しについての広報・啓発を実施します。	働き方の見直しについての啓発活動	実施 広報紙の発行 年1回	実施 広報紙の発行	人権・男女共同参画課

②企業への意識啓発

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
企業への意識啓発	国・県等において実施されている仕事と家庭の両立を支援する様々な制度の効果的な活用を図り、情報提供や広報・啓発活動を実施します。	企業への意識啓発	実施 パンフレット配布、広報紙、HPでの情報提供	実施 パンフレット配布、広報紙、HPでの情報提供	商工振興課
「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言」事業	県による、従業員の仕事と家庭の両立を応援するために、企業や事業所がこれから取り組もうとする内容を宣言する事業です。	「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言」事業の実施	実施 HPでの情報提供	実施	商工振興課

③労働者への意識啓発

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
労働者への意識啓発	仕事と家庭の両立を支援するための情報提供や広報・啓発活動を実施します。	労働者への意識啓発	パンフレット、HPでの情報提供	パンフレット、HPでの情報提供	商工振興課



(2) 仕事と子育ての両立の推進

■現状

- ◇女性の社会進出が進み、共働きの家庭が増えているなかで、結婚や出産によって退職を余儀なくされたり、再就職が困難となったりする状況を考慮して、結婚や出産を控える事態が予測されます。
- ◇結婚、出産しても働き続けることができ、職業生活と家庭生活を両立していくために、これまでの仕事優先であった働き方を見直す（ワーク・ライフ・バランス）とともに、女性に集中していた育児や家事の負担を家族で協力していく体制づくりや、職場での理解と協力などが必要となっています。
- ◇育児や家事、行事参加のための休暇取得、定時帰宅、早退などを、子育て家庭の労働者が気後れすることなく実行できる環境、また、雰囲気づくりが求められており、そのための制度づくりや職場と家庭の理解と協力の啓発が必要です。
- ◇本市では平成25年3月に「とちぎ市男女共同参画プラン〈栃木市男女共同参画基本計画〉」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指し、各種講座やセミナーの開催、多様な働き方に関わる広報・啓発活動を実施しています。また、男性の育児参加を促進するため、両親教室などを行っています。
- ◇今後も、働き方の見直しに係る企業等への啓発活動、男性の育児参加などを進めていく必要があります。

■今後の方向性

- 仕事と子育てが両立できるような職場環境づくりを促進します。
- 出産、子育てのために退職した女性の再就職の支援に努めます。
- 男性の働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発に努めるとともに、子育てに対する地域の意識の向上を図ります。

事業内容

①男女共同参画の意識の啓発

事業名	事業 内容	考え方	市指標		担当課名
			現状値	目標値	
男女共同参画プラン	男女が性別を理由に差別されることなく、個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、取り組みを進めていくための施策の指針を策定し、事業を実施します。	男女共同参画プランの実施	プランに基づく事業の実施 (条例の制定 H25.3月)	プランに基づく事業の実施	人権・男女共同参画課
男女共同参画都市宣言	市民と行政が一体となった男女共同参画社会づくりに取り組む機運を醸成し、その取り組みの姿勢を市内外に発信するため、男女共同参画都市を宣言します。	男女共同参画都市宣言	—	実施	人権・男女共同参画課

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
男女共同参画週間	男女共同参画に対する理解を深めてもらうため、パネル展示やリーフレット配布等の啓発活動を実施すると共に、「とちぎ男女共同参画のつどい」の開催、標語等の募集・表彰を実施します。	男女共同参画週間の実施	実施	実施	人権・男女共同参画課
とちぎ市男女共生大学	男性も女性も各自の能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざして、講座を実施します。	開催回数 受講者数	実施 開催8回 受講者数65人	実施	人権・男女共同参画課

②企業における両立支援

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
企業における両立支援の啓発	仕事と子育てが両立できる職場環境整備を促進するため、企業への情報提供や広報・啓発活動を実施します。	企業における両立支援の啓発	実施 国、県主催「仕事と家庭の両立セミナー」の広報紙、HPでの情報提供	実施 国、県主催「仕事と家庭の両立セミナー」の広報紙、HPでの情報提供	商工振興課 人権・男女共同参画課
栃木市就業安定対策協議会	市内企業及び関連団体の代表者で組織し、安定した就労の促進と職場内における人権問題の早期解決を目的として、情報提供・各種事業・啓発活動を実施します。	栃木市就業安定対策協議会の実施	実施	実施	商工振興課
子育て応援企業登録制度の推進	子育て支援の取り組みを実施、又は実施しようとする企業を市に登録し、PR等の支援をします。	登録企業数	実施 40企業	実施 60企業	子育て支援課
労働相談の推進	働き方の形態や多様なニーズに対応できる職場環境づくりに向け、パートタイムを含め、労働問題に対する相談を実施します。	労働相談の実施	実施	実施	商工振興課

③地域における両立支援

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
地域における両立支援の啓発	仕事と子育てを両立するための地域環境づくりと、子育て支援に対する意識向上を図るための情報提供や広報・啓発活動を実施します。	地域における両立支援の啓発活動の実施	実施 ミニ市民のつどい 2回	実施 ミニ市民のつどい 2回	人権・男女共同参画課

④家庭における両立支援

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
家庭における両立支援の啓発	夫婦が協力して子育てしていくという意識の向上を図るための情報提供や広報・啓発活動を実施します。	家庭における両立支援の啓発活動の実施	実施 男女共同参画推進のための啓発用広報紙の配布	実施	人権・男女共同参画課

⑤父親の育児参加促進

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
父子手帳の配布	父親に子育てのアドバイスを記した「父子手帳」を配布します。	父子手帳の普及啓発	実施 妊娠届出時に配布	実施	健康増進課
両親（母親）教室	両親（母親）教室への父親の参加を促し、親の役割・妊婦疑似体験・赤ちゃんの世話やお風呂の入れ方・情報交換を実施します。	両親教室父親参加者数	実施 年8コース (1コース3回) 父親参加者数 123人 (H25実績)	増加	健康増進課

⑥育児休業制度の周知

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
育児休業制度の周知	育児休業制度の周知と、育児休業等を理由とする不利益取り扱いを未然に防止するための広報・啓発を実施します。	育児休業制度の広報・啓発活動の実施	実施 リーフレット等の配布	実施 リーフレット等の配布	商工振興課 人権・男女共同参画課

⑦再雇用特別措置の周知

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
ハロー・ワーク（公共職業安定所）	就職を希望する人への情報提供・職業相談・職業紹介・講座やセミナーを開催し、仕事探しや就職準備のバックアップをします。	情報提供の実施	実施 市内 1か所	支援機関についての情報提供の実施	商工振興課
ジョブモールとちぎ	様々な求職者に対し、栃木労働局と連携して総合的な相談やキャリアカウンセリング、職業相談から職場定着までワンストップで支援しています。	情報提供の実施	宇都宮市 1か所	支援機関についての情報提供の実施	商工振興課
（公財）21世紀職業財団栃木事務所	妊娠・出産・育児等を理由として退職し、将来働けるようになった場合の再就職希望者を登録し、再就職準備セミナーの開催・コンサルタントによる個別の再就職希望登録者支援事業・情報提供等を実施します。	情報提供の実施	宇都宮市 1か所	支援機関についての情報提供の実施	商工振興課
パルティ（とちぎ男女共同参画センター）	就職に悩む女性を対象に、キャリアアドバイザーによる相談・セミナーの開催・情報提供等を行います。	情報提供の実施	宇都宮市 1か所	支援機関についての情報提供の実施	人権・男女共同参画課 商工振興課



**基本施策
6**

子育てしやすい生活環境の整備

子どもの健全育成と子育てしやすい環境をつくるため、行政と住民が一体となって、地域環境の保全や創造を図り、社会や地域全体で子育てを支えていく環境づくりを進めます。

子育てを支援する良質な住宅や居住環境の整備、子どもと安心して出かけられる環境の整備、子どもたちが安全に育つことのできる環境の整備などを進めることにより、安心して子どもが生まれ育てられる生活環境づくりを推進します。

(1) 良質な居住環境の確保

■現状

◇地域において安全・安心で快適な住生活を営むことは子育て世帯の願いでもあります。また、子どもが健やかに成長するためには、良好な居住環境を整備し、快適に生活できるまちづくりが求められます。

◇子育て世帯の多様なニーズに対応した住宅の供給を促進することが必要であり、広くゆとりある住宅の確保に資する情報提供等に取り組んでいくことが必要です。

■今後の方向性

- 適切な市営住宅の維持管理に努めます。
- 子育て世帯や若者向けの住宅供給情報の提供に努めます。

事業内容

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
特定公共賃貸住宅の提供	市営住宅の一部を特定公共賃貸住宅（公営住宅の入居収入基準を超える中堅所得世帯を対象とした住宅）とすることで、子育て家庭の良質な住宅確保を推進します。	特定公共賃貸住宅の提供の実施	実施 平柳特定公共賃貸住宅 16戸 川原田特定公共賃貸住宅 14戸	実施 平柳特定公共賃貸住宅 16戸 川原田特定公共賃貸住宅 14戸	住宅課
市営住宅の充実と情報提供	子育て世帯が安心して生活できるよう、市営住宅の充実とその情報提供を実施します。	情報提供の実施	実施 市営住宅 946戸	実施 市営住宅 850戸	住宅課

(2) 安心して外出できる環境の整備

■現状

◇少子化の時代にあって、都市施設の整備ばかりでなく、まちづくり全般において子どもの視点、子育て世帯の視点での取り組みがなされ、さらには、まち全体が子育てを応援する気風の醸成が求められています。

◇市では、公共施設や道路において、早くからバリアフリー化やユニバーサルデザインによる整備、子どもや子ども連れの利用に配慮した設備の整備に取り組むとともに、民間建築物、民間事業者等に対してもバリアフリー化の指導をしてきました。

■今後の方向性

- 子どもや子ども連れにやさしい都市施設（道路・公園）の整備に努めます。
- 子どもや子ども連れにでも安心して利用できる施設の整備に努めます。

事業内容

①バリアフリー化の推進

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
歩道・公園・公共施設等のバリアフリー化	子どもをはじめ誰もが安心して外出できるよう、段差解消や幅員の確保など、安全・快適で歩きやすい歩道の整備や、公園・公共施設等のバリアフリー化を実施します。	歩道・公園・公共施設等のバリアフリー化の実施	実施	実施	道路河川整備課 道路河川維持課 公園緑地課 管財課 建築課
マタニティマークの交付	妊娠初期の妊産婦は、外見から妊娠していることが分かりづらく周囲からの理解が得にくいいため、マタニティマークを広く普及することで、周囲の妊婦への配慮を促し、妊産婦に対する気遣いへと優しい環境づくりを行います。	マタニティマークの普及啓発	実施	実施	健康増進課
子育て世帯へのバリアフリー情報の提供	子育て世帯へのバリアフリー情報の提供を推進します。	赤ちゃん駅登録事業者のPR	実施 ホームページに掲載	実施	子育て支援課
ひとにやさしいまちづくり	公共的建築物の新築時等に「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」の基準を遵守したバリアフリー化の実施指導を行います。	バリアフリー化の実施指導	実施	実施	建築課

②子育て世帯にやさしい環境の整備

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
子育て世帯にやさしい施設の整備	公共施設・観光施設に、子育て世帯が安心して利用できるトイレを設置するなど、子育て世帯にやさしい施設整備を推進します。	子育て世帯にやさしい施設の整備	実施	実施	管財課 建築課 商工振興課
公園施設の整備・維持管理・安全点検の実施	身近な場所で安全に遊べる公園、広場などの整備を推進します。また、施設の定期的な点検・清掃・修繕・改修により、快適に利用できる環境づくりに努めます。	公園施設の整備・維持管理・安全点検	実施	実施	公園緑地課
赤ちゃんの駅の登録	授乳・オムツ替えのできる施設を登録し、ホームページ等で利用できる施設を周知します。	登録数	実施 63か所	実施 80か所	子育て支援課
子育て情報の発信	子育てに関する情報をまとめた冊子を作成し、子育て家庭に対する情報の発信に努めます。	子育て情報の発信	調査・検討中	実施	子育て支援課



(3) 子どもたちの安全の確保

■現状

- ◇子どもが被害者となる事件や事故が多発しており、子どもの安全の確保が重要課題となっています。
- ◇本市では、交通事故を未然に防ぐために、交通安全標識の設置や歩道の整備など道路環境の整備を進めています。また、子どもや保護者を対象とした交通安全教育や交通指導員による立哨指導を実施しています。
- ◇今後も、交通法規の遵守を徹底するための啓発と、子どもの視点に立った交通危険箇所の把握、改善が必要です。
- ◇地域防犯活動において、学校、幼稚園、保育園、自治会、家庭、警察署との連携強化や事件、事故、不審者などの情報共有化が求められています。

■今後の方向性

- 子どもを対象とした交通安全教育を積極的に実施します。
- 子どもの安全を確保するため、通学路などにおける子どもの視点に立った交通安全対策に努めます。
- 子どもが巻き込まれる事件や事故をなくすため、自治会、地域住民、警察署をはじめとする関係機関、団体と連携して地域ぐるみの防犯意識の向上を図ります。
- 犯罪防止や交通安全確保のため、自治会と連携して防犯灯を設置します。

事業内容

①子どもの交通安全を確保するための活動

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
交通指導員	児童の通学路における交通安全の確保や、各種行事開催時における整理誘導、交通安全に関する広報活動を実施します。	交通安全の確保等の実施	実施 委嘱 61人	実施 委嘱 61人	交通防犯課
交通安全教育	交通事故を防止するために、幼稚園・小学校のみならず自治会・老人会等を対象に、交通教育指導員による体験・実践型の交通安全教育や交通安全教室を実施します。	開催回数 参加者数	実施 50回 参加者 4,281人 (H25実績)	実施 60回 参加者 6,000人	交通防犯課
交通安全運動	市民一人ひとりが交通ルールを順守し、交通マナーの一層の向上を図り、交通事故防止を推進するため、交通安全運動を実施します。	交通安全運動の実施	実施 3回	実施 3回	交通防犯課
自転車の安全利用	幼児・児童の自転車乗車時の乗用車用ヘルメットの着用の推進等、自転車の安全利用を推進します。	自転車の安全利用啓発活動の実施	実施 交通安全こども自転車大会	実施 交通安全こども自転車大会	交通防犯課

通学路の安全点検	児童の通学路における安全確保のための点検	通学路の安全点検の実施	実施	実施	学校施設課 道路河川整備課 道路河川維持課 交通防犯課 大平市民生活課 藤岡市民生活課 都賀市民生活課 西方市民生活課 岩舟市民生活課
----------	----------------------	-------------	----	----	---

②安全・安心なまちづくり

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
栃木地区防犯協会	栃木警察署管内1市1町で組織され、犯罪のない、明るい社会の実現のための事業と市民の防犯意識の広報・啓発を実施します。	委員数	実施 委員 15人	実施 委員 15人	交通防犯課
防犯灯の整備	市民の安全と犯罪の防止を図るため、自治会と連携しながら、必要な場所に防犯灯の整備をします。	設置数	実施 設置 12,261 灯	実施 設置 14,000 灯	交通防犯課
防犯カメラの設置	栃木駅及びその周辺における犯罪の予防等を図り、市民等の安全と安心を確保するため防犯カメラの設置運用を行います。	設置数	実施 7 台設置	実施 18 台設置	交通防犯課
不審者情報配信システムの広報	栃木警察署により、子どもを犯罪から守るための、携帯電話やパソコンのメール機能を利用した不審者情報に関するメール配信について情報提供をします。	不審者情報配信システムの広報活動	実施 ホームページ等での広報	実施 ホームページ等での広報	交通防犯課
安全な公園環境の確保	公園内の見通しを確保し、利用者の安全と犯罪の防止を図るため、適正な樹木管理を行います。	安全な公園環境の確保	実施	実施	公園緑地課
子どもに関連ある施設の安全対策	保育園、学校、学童保育等の安全対策として、110番非常通報システムや防犯カメラ、電子錠等施設の特性に応じた対策を実施します。	子どもに関連ある施設の安全対策の実施	実施	実施	子育て支援課 保育課 学校施設課

③子どもを犯罪等から守るための活動

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
防犯指導の実施	子どもの安全対策として、警察や学校・関係機関や団体と連携し、子どもへの防犯指導等を実施します。	防犯指導の実施	実施 ・登下校の危険に対する対処法の指導強化 ・教職員の立哨巡回指導 ・集団下校と下校指導の強化	実施 ・登下校の危険に対する対処法の指導強化 ・教職員の立哨巡回指導 ・集団下校と下校指導の強化	学校教育課
防犯ブザーの配布	子どもを犯罪等の被害から守るため防犯ブザーを配布します。	配布数	実施 対象 小学1年生 1,171人	実施 対象 小学1年生	学校教育課
こども110番の家等の活用	子どもたちが身の危険を感じた場合に駆け込む緊急時の避難場所である「こども110番の家」や「SOSみんなの家」「キッズステーション」の普及支援と、設置場所等の広報活動を実施します。	設置場所等の 広報活動	実施 ・こども110番プレート配布 ・商店会連合会SOSみんなの家事業の支援	実施 ・こども110番プレート配布 ・商店会連合会SOSみんなの家事業の支援	交通防犯課 商工振興課 学校教育課
スクールガードリーダーの配置	各中学校区にスクールガードリーダーを配置し、校区内の巡回・警備の指導、評価、学校安全ボランティア（スクールガード）に対する助言等を行い、児童生徒の登下校時の安全を確保します。	配置人数	実施 配置 15人	実施 配置 15人	学校教育課
防犯活動への支援	子どもや地域の安全を守るための防犯パトロール等を実施する自主防犯ボランティア団体等へ、備品の提供等の支援を実施します。	防犯活動への 支援	実施	実施	交通防犯課 学校教育課

④子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業		市指標			担当課名
事業名	内容	考え方	現状値	目標値	
有害環境浄化活動	少年補導員による有害広告物の撤去活動、一斉特別補導等のパトロールの強化、立ち入り調査による有害図書・ビデオ等の確認指導を実施します。	有害環境浄化活動の実施	実施 少年補導員 106人 (H26実績)	実施	生涯学習課
情報教育	主体的に情報を選択、活用できる能力、情報処理能力、情報モラル等の情報活用能力を育てるために情報教育を実施します。	研修会回数	実施 年1回 担当者対象研修会	実施 年1回 担当者対象研修会	学校教育課
社会を明るくする運動	保護司会・更生保護女性会が中心となり、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築くため、強調月間である7月を中心として、市内スーパーマーケットやイベント会場等での街頭啓発活動等を実施します。	社会を明るくする運動の実施	実施 年1回	実施 年1回	福祉総務課



第6章 計画の推進に向けて

1

学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

保護者が働いているか否かにかかわらず、0歳から就学前のすべての子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園を普及するとの国の方針に従い、既存の幼稚園、保育園から認定こども園への移行については、事業者の意向を十分踏まえながら、必要に応じて移行に関する支援を行うことにより、認定こども園への移行を進めていきます。

(2) 施設、事業者等との連携方策

①教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携

教育・保育施設は、地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業者等と連携し、必要に応じ、保育の提供等に関する支援を行うこととします。地域型保育事業者は、満3歳以降も適切かつ質の高い教育・保育を継続的に利用できるよう、教育・保育施設との連携を図ります。

②幼稚園、保育園、認定こども園と小学校の連携

乳幼児期の発達には連続性を有しており、また、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとなります。幼児期と学童期における子どもの育ちの連続性を確保するため、滑らかな接続を考慮したカリキュラムを作成したり、子どもの発達の過程や健康状況等を記録した情報を、個人情報であることを十分に留意した上で情報共有したりできるよう取り組んでいきます。また、幼稚園、保育園認定こども園と小学校の交流やそれぞれ教職員の合同研修を行います。

2

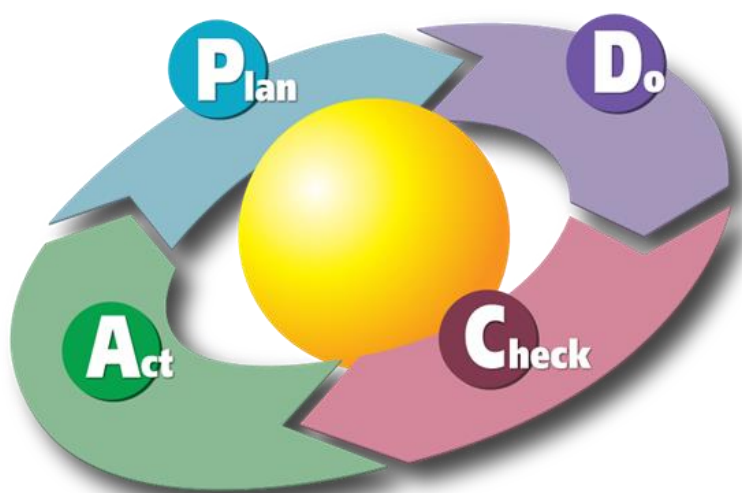
計画の進捗・評価

計画をより具体的なものとするため、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するために、実施状況等の点検が不可欠となります。

計画の進行管理は、保育課が中心となり、計画の進捗状況の把握・点検と目標達成状況の評価を行い、取り組みの改善につなげていきます。計画に基づく子育て施策の推進にあたっては、様々な社会状況などを踏まえながら、「PLAN（計画）→DO（実行）→CHECK（評価）→ACTION（改善）」を行うことにより目標の実現を目指していきます。

評価については、事業の実績や指標などを用いて評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。その後、計画期間の最終年度において、総合的な最終評価を行います。

■PDCAサイクルの概念図



資料編

1

計画策定の経過

開催日		内 容
平成 25 年	11 月 13 日 《第 1 回》	【議事】 1. 子ども・子育て支援事業計画策定に向けてのニーズ調査について
平成 26 年	2 月 25 日 《第 2 回》	【議事】 1. 子ども・子育て支援事業計画策定に向けての区域の設定・量の見込みについて 【報告】 1. 保育所整備基本計画の進捗状況について
	3 月 26 日 《第 3 回》	【議事】 1. ニーズ調査の「量の見込み」について
	8 月 27 日 《第 4 回》	【議事】 1. 栃木市子ども・子育て支援事業計画（案）について 2. 利用者負担について 3. 子ども・子育て支援新制度に係る各種基準条例（案）について
	11 月 28 日 《第 5 回》	【議事】 1. 栃木市子ども・子育て支援事業計画（案）について
	12 月 25 日 《第 6 回》	【議事】 1. 栃木市子ども・子育て支援事業計画（案）について 2. 平成 27 年度栃木市保育料（案）について
	平成 27 年	3 月 18 日 《第 7 回》

2

栃木市子ども・子育て会議条例

○栃木市子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日

条例第34号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定に基づき、栃木市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を所掌するとともに、市が実施する児童福祉法その他の子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。）に関する法律による施策について、市長の諮問に応じ調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) 公募による者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初の会議は、市長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部保育課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

3

栃木市子ども・子育て会議 委員名簿

任期 平成 25 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日

番号	条例の区分	推薦団体名	氏名	備考	
1	1号	保護者	栃木市保育連合協議会	片柳 通孝	
2			栃木市幼稚園 PTA 連合会	原 有理	
3			栃木市 PTA 連合会	角田 央視	H25.10.1～ H26.8.26
	飯島 寿亮	H26.8.27～ H27.9.30			
4	2号	子ども・子育て 支援に関する事 業に従事する者	栃木市幼稚園連合会	酒井 精一	
5			栃木市民間保育園連絡協議会	堀 昌浩	
6	3号	学識経験者	國學院大學栃木短期大学	石川 昌紀	
7	4号	公募委員		渡辺 久江	
8	5号	関係行政機関 の職員	栃木県県南児童相談所	君島 健一	
9			栃木市保健福祉部	奈良部 俊次	H25.10.1～ H26.8.26
				茅原 剛	H26.8.27～ H27.9.30
10	6号	その他市長が 認める者	栃木地域まちづくり検討委員会	荒川 浩幸	
11			大平町地域協議会	佐山 幸子	
12			藤岡町地域協議会	田村 孝子	
13			都賀町地域協議会	佐山 和子	
14			西方町地域協議会	舘野 知美	
15			岩舟町地域協議会	高久 厚子	H26.8.27～ H27.9.30

栃木市 子ども・子育て支援事業計画

(平成27年3月)

(平成28年3月改訂)

(平成30年3月改訂)

発
編

行／栃木市

集／こども未来部保育課

〒328-8686

栃木県栃木市万町9番25号

TEL0282-21-2231